

福岡市における情報公開制度のあり方について

(答 申)

平成13年12月

福岡市情報公開審査会

答 申 に あ た っ て

当審査会は、平成13年3月12日に、福岡市長から「福岡市における情報公開制度のあり方」について諮問を受け、以来9ヶ月間にわたり、精力的に審議を重ねてまいりました。

審議にあたっては、その経過が明らかとなるように、会議を公開し、議事録や会議資料などをインターネット等で公表するとともに、本年10月には、それまでの審議内容を中間的に取りまとめ、これを市民の皆様公表し、御意見を募集いたしました。

この答申では、地方分権の推進、急速なIT（情報通信技術）の発展、情報公開法の施行など、現在の社会情勢を踏まえ、さらに、市民の皆様から寄せられた御意見をできる限り採り入れて、住民自治の拡充の観点から、市民と行政とのより良いパートナーシップの構築に向けた情報公開制度を示しております。

今後、市において、この答申をもとに現行条例を改正され、情報公開の積極的な推進に取り組まれることを希望いたします。

最後に、不服申立て事案の審理と並行して、熱心に審議を進めていただいた委員各位に深く敬意を表するとともに、貴重な御意見を寄せられた市民の皆様をはじめ多くの方々に心から感謝を申し上げます。

平成13年12月

福岡市情報公開審査会

会長 吉野 正

目次

第1 答申に当たっての基本的考え方	
1 新しい制度の理念	1
2 プライバシーの最大限の保護	3
第2 条例改正に向けての提言	
1 条例の目的	4
2 実施機関の範囲	
(1) 議会について	5
(2) 出資法人等の情報公開について	6
(3) 事業支援団体の情報公開について	13
(4) 一部事務組合・広域連合の情報公開について	14
3 対象公文書の範囲	
(1) 組織共用文書	15
(2) 電磁的記録	15
4 利用者の責務	
(1) 現行規定の削除	16
(2) 権利濫用規定の新設	16
5 公開請求権者の範囲	17
6 公開請求の方法	18
7 公開請求に係る決定期間の短縮	19
8 大量請求に係る決定期間の特例	20
9 非公開情報	
(1) 公開・非公開の枠組み	21
(2) 法令秘情報及び国等関係情報	21
(3) 個人情報	22
(4) 事業活動情報（法人等関係情報）	24
(5) 意思形成過程情報及び合議制機関等関係情報	26
(6) 行政運営情報	27
10 公益上の理由による裁量的公開	29
11 公文書の存否に関する情報	30
12 公文書の不存在の取扱い	31
13 第三者保護に関する手続	32
14 事案の移送	34
15 手数料	35
16 情報公開審査会の組織，権限等	35
17 調整機関	39
18 公文書の管理	39
19 その他情報公開制度の総合的推進について	
(1) 情報提供施策等の拡充	40
(2) 附属機関等の情報公開のあり方	43

第 3	制度の円滑な実施に向けて	
1	職員研修の充実	44
2	実施機関における体制の整備	44
3	市民への周知	44
第 4	市民から寄せられた主な意見及びこれに対する審査会の考え方	45
第 5	情報公開協定書ひな型	61
第 6	用語の解説	69
資料		
1	福岡市情報公開審査会委員名簿	74
2	会議の開催経過	75
3	福岡市長からの諮問書「福岡市における情報公開制度のあり方について」...76	
4	福岡市情報公開条例	77
5	現行条例との項目別対照表	84

第1 答申に当たっての基本的考え方

1 新しい制度の理念

(1) 市民を主役とした制度設計

地方公共団体における情報公開制度が憲法で保障された住民自治の基盤となることから、新しい制度においては、住民自治の担い手である市民を中心とした制度設計に努めた。新制度では、情報公開制度の目的に「市民の知る権利の保障」を明記したほか、市民の視点から見て一層親切で便利な制度づくりに配慮している。

具体的には、(a)情報公開対象機関の拡大に対応した市民の請求権の拡張、(b)公開請求に係る決定期間の思い切った短縮、(c)公務員の氏名の公表、(d)適正な情報公開手続の整備(例えば、理由付記や第三者保護の一層の充実)、(e)管理・保管しておくべき文書が存在しない事例に対する情報公開審査会の建議機能、(f)公開請求を待つことなく、広く市民に公表・提供すべき情報の明記、(g)分かりやすい文書づくりに向けた提言、などである。こうした点に、市民の立場を尊重した新しい情報公開制度の特色が存在するのである。

(2) 情報公開の対象機関の拡大

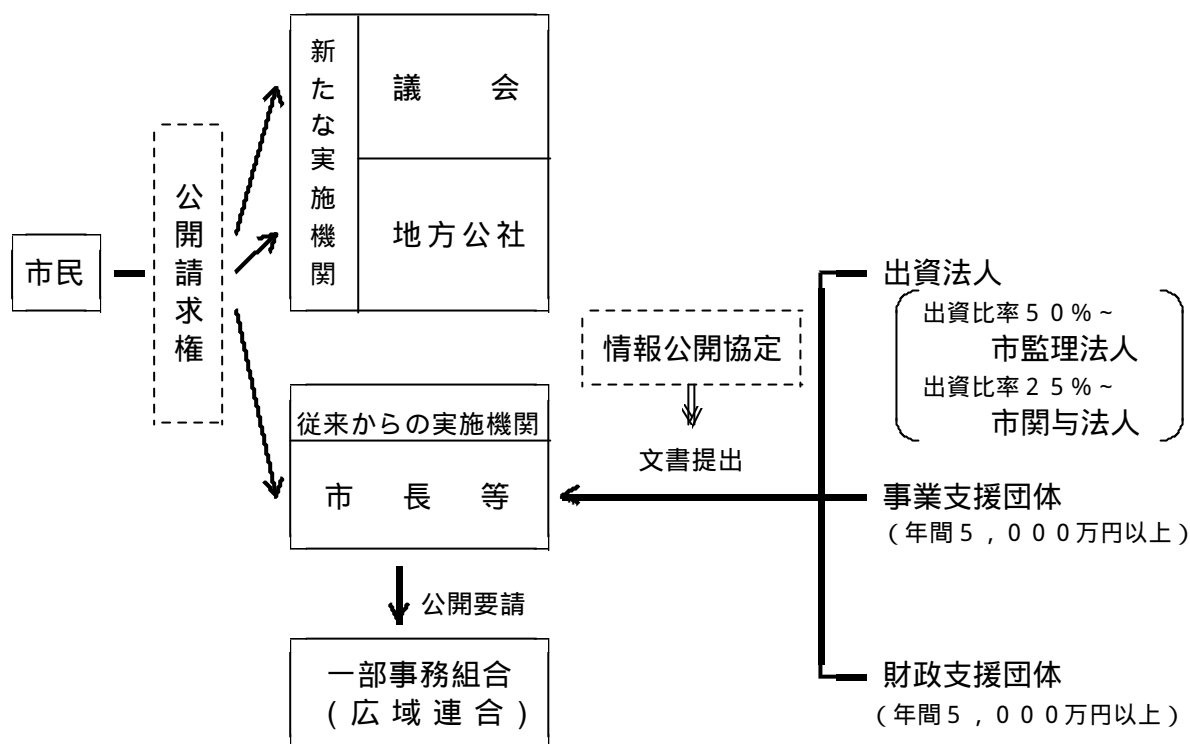
市の組織でありながら情報公開の対象となつてこなかった機関や、市の組織の外延に位置し実質的に行政活動の一翼を担ってきた組織について、ブラックボックスであるという批判が提起され、情報公開を要望する市民の声も多数存在した。

新制度では、こうした要望に耳を傾け、議会や地方三公社(本市においては、福岡市土地開発公社及び福岡市住宅供給公社)について、新たに情報公開条例の実施機関とするよう提言した。また、市が25パーセント以上出資している法人(市監理法人及び市関与法人)、市がそのイベント等を実行させるために年間5千万円以上の財政支援や職員派遣等の人的支援を行っている団体(事業支援団体)、さらには市が補助金等の形で年間5千万円以上の財政支援をしている団体(財政支援団体)について、市と情報公開協定を締結し、市が市民の情報公開請求に応えられるよう市への情報提供を約束する制度を新設した。

このほかにも、他の自治体と共同して組織する一部事務組合や広域連合に対しても、市が情報公開を要請することを提言している。

以上の制度改革を通じて、答申においては、現段階で最も対象範囲の広い情報公開制度を提言できたものと考えている(新しい情報公開の仕組みは、次の図1のとおりである。)

図1 拡大型情報公開制度



(3) 情報公開請求権の拡張と救済制度の充実

上記(2)で述べた制度改正の結果、情報公開協定を通じて、出資法人、事業支援団体及び財政支援団体の文書が市の実施機関の下に集積されるため、市民はこれらの広範な文書に対して、情報公開請求権を行使することが可能となる。ここで注目すべき点は、新たな制度の下で出資法人、事業支援団体及び財政支援団体が市と締結する情報公開協定は法的な義務を伴った文書提出協定であり、他の自治体で見られるような行政指導に止まらないということである。こうした制度的工夫により、市民の公開請求は広範囲の機関を対象とする権利として保障されることとなる。すなわち、行政の決定に不服がある場合に、市民には実施機関への不服申立てはもちろんのこと、裁判所に訴えることも保障されるのである。

(4) 公文書管理制度の整備

現行条例には、公文書の適正な管理に関する規定はないが、情報公開制度と公文書管理は、車の両輪に例えられるとおり、情報公開制度が適正かつ円滑に運営されるためには、その前提として、公開

請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが不可欠である。

したがって、公文書の管理について、情報公開制度の中で明確に位置付けることを提言した。

2 プライバシーの最大限の保護

個人のプライバシーについては、憲法が保障する基本的人権として、最大限に尊重されなければならない。

したがって、非公開情報の見直しに当たっては、個人のプライバシーがみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をする必要がある。

ただし、人の生命、健康等を保護するために市の説明責任を果たさなければならない場面では、個人のプライバシーであっても、一定の範囲で制約を受ける場合があることに留意しなければならない。

第2 条例改正に向けての提言

1 条例の目的（第1条関係）

条例の目的に次のことを明記すべきである。

「市民の知る権利」の保障

「市の説明責任」

「市政に対する市民の監視及び参加」の下における，公正で開かれた市政の推進

（説明）

情報公開制度は，憲法で保障された「知る権利」を具体化するものであるから，「市民の知る権利」の保障を情報公開制度の目的として明記すべきである。

市政は，憲法が保障する住民自治の理念に基づき，市民の信託を受けて行われるものであることから，市は信託者である市民に対して，その諸活動について説明する責任を負うことは当然である。したがって，「市の説明責任」を情報公開制度の目的として明記すべきである。

情報公開制度を通じて情報を共有した市民は，適正な意見を形成し，市政を監視できるようになるとともに，市政への積極的な参加もまた可能となる。このように，情報公開制度は市民参加の前提条件であり，住民自治，住民の自律を促進する機能を果たすほか，公正で民主的な市政の進展に大きく寄与するものである。したがって，「市政に対する市民の監視及び参加」に立脚した公正で開かれた市政の推進もまた，情報公開制度の目的として明記すべきである。

* 統合的情報公開制度への指向について *

上記のような情報公開制度の目的をより確実に実現していくためには，「市民に分かりやすく，利用しやすい。」という視点が不可欠であり，そのためには，今後，公文書公開制度，情報提供制度，個人情報保護制度，市長等の資産公開制度などの諸制度の統合を指向する必要がある。

2 実施機関の範囲（第2条第1号関係）

(1) 議会について

議会についても、情報公開制度の実施機関とすることが適切である。

(説明)

主権者である市民から直接選挙された議員よりなる市議会は、市の意思決定機関として、条例の制定、予算の決定、市長等執行機関の監視をはじめとして、市政の重要事項に関して議決権・調査権を有するところである。このように市政（いわゆる広義の行政過程）において重要な役割を果たす議会についても、「市民の監視と参加の下における公正で開かれた市政の推進」という情報公開の基本理念は等しく妥当するといえよう。換言すれば、市民に対する市政に関する説明責任は、執行機関のみならず、議会についても等しく及ぶものということができる。市政に関する情報を市民が共有し、住民自治の担い手としての地位を確保するという情報公開制度の趣旨からすれば、執行機関と議会との間で異なる取扱いをする合理的な理由を見い出すことができない。

また、近年では、議会における視察経費、政務調査研究費といった予算会計経理のほか、議会における人事サービス管理等についても、市民の関心は一般に高まっており、政策形成過程における合理性と透明性の確保を要望する意見も強い。ここ数年のうちに、本市と同規模で同じく政令指定都市となっている多くの自治体において、議会を実施機関に含めて情報公開制度を進展させたところが一般化しているが、それは上記の市民の意見に答えたものと考えられる。このように、政令指定都市レベルにおいて、議会の情報公開は、市政推進のための不可欠な標準的制度となりつつある。

以上述べた点を総合すると、本市の市議会についても情報公開制度の実施機関とすることが適切である。とりわけ、この方法により、市民は不服申立てについて中立的諮問機関を利用でき、救済の実効性を高めることが可能となる。この点が、多くの自治体でこうした方式をとる理由の一つなのである。

もとより、議会独自の情報公開条例を制定することも一つの方策であり、議会が自らの判断でそのような方法を選択することも可能である。しかし、その場合には、不服申立ての処理に当たって公正性・中立性が担保されるような制度的工夫が不可欠となろう。

(2) 出資法人等の情報公開について（現行条例に規定なし）

条例に、以下の内容を明記することが適当である。

地方三公社（土地開発公社，道路公社及び住宅供給公社）について

本市が出資する地方三公社のうち，本市が設立団体となっている福岡市土地開発公社及び福岡市住宅供給公社については，条例上の実施機関とする。

公社の文書については，他の実施機関と同様に公開を原則とする。例外的に，公社の事業情報について非公開とする場合には，公社が地方公共団体の一部を構成すると考えられることから「事業活動情報(法人等関係情報)」の規定を適用せず，「意思形成過程情報(本答申で「審議，検討又は協議に関する情報」に限定することを提言)」や「行政運営情報」などの規定により判断することを条例上確認的に明記すべきである。

出資法人の情報公開の推進

本市が資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資等をしている法人（以下「出資法人」という。）については，本市の関与の度合いに応じて，以下の2つの類型に区分し，新たな情報公開システムの制度設計を行うべきである。

本市の出資割合が50%以上の法人（福岡市土地開発公社及び福岡市住宅供給公社を除く。）及び本市が債務保証や損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人のうち，本市の負担額が，当該法人の資本金，基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の法人(以下「市監理法人」という。)

本市の出資割合が25%以上50%未満の法人(以下「市関与法人」という。)

ア 実施機関（福岡市土地開発公社及び福岡市住宅供給公社を除く。以下同じ。）の責務

a 入手可能文書に関する入手義務

実施機関は，市監理法人及び市関与法人に関する文書で，法令等の規定により入手可能な文書（以下「入手可能文書」という。）に関しては，可能な限り当該文書を入手して，市民の情報公開請求に応じることができるようにならなければならない。

入手可能文書について，実施機関が情報公開請求を受けた場合に，当該文書を保有していなかった場合には，地方自治法の規定による市長の調査権や出資法人の設立根拠となる法律上の権限等を行って，可能な限り当該文書を入手し，条

例に基づき公開・非公開の判断を行うこととする。

b 情報公開協定の締結努力義務

市監理法人及び市関与法人に関する情報公開を推進する目的で、入手可能文書を越えた、より広範囲の法人情報に関しても、市民に分かりやすい具体的な内容の文書を当該法人が実施機関に提供する等の義務を負う旨の情報公開協定を当該法人との間で締結するよう努力する義務がある。

情報公開協定の内容については、市監理法人及び市関与法人における本市の関与の度合いに応じたものであることが必要であり、その締結に当たっては、情報公開審査会の意見を聴くものとし、締結された協定は市民に公表するものとする。

情報公開協定の締結状況を含む出資法人に関する情報公開白書は、毎年、市議会に報告されるほか、市民に対して公表されることとする。

c 出資法人に対する指導・監督義務

出資法人の情報公開が一層推進されるよう、実施機関は出資法人に対し必要な指導、監督等を行わなければならないものとする。

イ 出資法人の責務

a 情報公開協定の締結努力義務

市監理法人及び市関与法人は自己の活動を支える資金の大半が公金である点に鑑みて、実施機関との情報公開協定の締結に向けて、真摯に努力する責務を負うこととする。

b 出資法人の情報提供・情報公表義務

出資法人は、市民に対して自ら積極的な情報提供・情報公表に努める責務を負うこととする。

財政支援団体の責務

本市から一定額（団体による申請額が年間5千万円以上で、本市の予算に計上されたもの）の補助金その他の財政的支援を受けようとする法人その他の団体（以下「財政支援団体」という。）に対しても、市関与法人に準じた情報公開協定の締結努力義務等を課すものとする。

財政支援団体が締結する情報公開協定は、市民に公表するものとし、その締結に当たっては情報公開審査会の意見を聴くものとする。情報公開協定の締結状況を含む財政支援団体に関する情報公開白書は、市議会に報告されるほか、年に一度、市民に対しても公表されることとする。

（説明）

地方自治体の外郭団体は、従来、法人格が異なるという形式的な理

由で情報公開制度の対象から除外されてきた。しかしながら最近では、地方自治体が出資した多額の資金の用途や運営状況について、情報公開を望む市民の関心が高まりつつある。以下のような改善措置を通じて、地方三公社，出資法人等についても，その情報公開を推進して行くべきである。

地方三公社について

地方三公社（土地開発公社，道路公社及び住宅供給公社）は，特別法に基づいて，公共性の高い事業を行うことを目的として設立される法人であり，それぞれの設立法において，その出資者は地方自治体に限定され，その理事長等は地方自治体の長が任命することとされている。

地方三公社については，外郭団体一般と同様に，その情報公開が不十分であり，業務運営がブラックボックスになっているという批判が市民から提起されてきたところである。国においても，地方自治体における地方三公社に対応する独立行政法人，特殊法人等について，国の行政機関と同程度の情報公開制度を規定する「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）が成立し，公布されたところである。

地方三公社について情報公開が進んでこなかった理由の一つは，外郭団体一般について論じられてきたように，情報公開請求によりその独立性が害されるという点に認められた。しかしながら，地方三公社は以下で述べるように，100パーセント自治体出資という点にも現れているように，実質的には地方自治体の一部を構成するとみることが可能なものであり，他の出資法人と同列に論ずることはできない。つまり，地方三公社に関しては，その独立性を議論する実態が存在しない。むしろ，市と同様に，その諸活動を支える資金の出資者である納税者＝市民に対して説明責任を負うべき存在である。

地方三公社の出資者が地方自治体に限定されていることは，その事業内容が地方自治体に準ずる公共性を有していることを意味するものであり，地方三公社の理事長等が地方自治体の長により任命されることは，その組織上の最も根幹的な部分を地方自治体が統制することを意味している。このように，地方三公社は，地方自治体の一部を構成すると見られるほど，地方自治体に従属した法人であることができる。

また，地方三公社を実施機関に加えることについては，法技術的な疑問も見られたため，消極的な地方自治体がこれまでも存在した。一つの理由として，地方三公社を実施機関に加える条例は，地方自治法及び地方三公社の設立法に違反するという主張である。しかしながら，近年ではそうした違反は認められないとする関係省の見解も公表されているところであり，地方自治体が条例制定を自制して

きた理由の一つは既に消滅している。第二に、実施機関とした場合の救済手続に関する疑問も提起されていた。しかしながら、法律が行政組織外の団体に対して処分権限を与え、その行為を行政処分として制度設計できることは一般に承認されており、同様のことは地方自治体が条例で規律する場合についても妥当するところである。条例で公開・非公開の仕組みを行政処分として創設でき、その救済手続として行政不服申立て、取消訴訟を利用できることも、これまでの情報公開条例において、見られたところである。

以上の点を考慮すれば、本市が出資する地方三公社のうち、本市が設立団体となっている福岡市土地開発公社及び福岡市住宅供給公社については、条例上の実施機関とすることが適当である。

なお、福岡北九州高速道路公社についても、他の地方三公社と全く同様の理由が妥当し、市民に対して直接に説明責任を負うものであり、条例上の実施機関となり得る法人である。

しかしながら、福岡北九州高速道路公社における本市の出資比率は35.7%であり、福岡県が50%、北九州市が14.3%の出資比率となっており、福岡北九州高速道路公社は、設立団体である福岡県において、情報公開に努める法人として指定されていることから、本市においては、その出資割合に応じて、市関与法人として取り扱うものとする。ただし、本市、福岡県及び北九州市の三者で協議を行い、早急な対応が望まれる。

福岡市土地開発公社及び福岡市住宅供給公社の文書については、他の実施機関と同様に公開を原則とする。例外的に、公社の事業情報について非公開とする場合には、公社が地方公共団体の一部を構成すると考えられることから、「事業活動情報(法人等関係情報)」の規定を適用せず、「意思形成過程情報(本答申で「審議、検討又は協議に関する情報」に限定することを提言)」や「行政運営情報」などの規定により判断することを条例上確認的に明記すべきである。これは、「独立行政法人等情報公開法」において、政府の一部を構成する独立行政法人等の法人文書について、不開示判断を、一般法人の不開示規定(同法第5条第2号)によってではなく、「審議、検討又は協議に関する情報」(同法第5条第3号)や「事務又は事業に関する情報」(同法第5条第4号)の不開示規定によると規定したことに対応するものである。

出資法人の情報公開の推進について

市監理法人及び市関与法人は、その事業活動が市政の補完的役割を担っているなど公益性を有するものであり、それ故に公費による出資や継続的な財政支援の対象とされている。したがって、本市の説明責任(とりわけ財政支援に関する説明責任)を果たし、市民の監視と参加の下で公正で開かれた市政を推進していくためには、これ

らの出資法人に関する情報についても可能な限り市民に公開していく必要がある。

しかしながら，市監理法人及び市関与法人はその設立形態や業務内容など多種多様であり，市とは別の法人格を有する独立した団体である。したがって，本市の行政機関と同様に条例を直接適用し，情報公開制度の実施機関とすることは，なお検討を要するところである。

こうした状況の下で，市監理法人及び市関与法人の情報公開を進める手法としては，各法人に情報公開に努めるよう行政指導を行うという方法が広く見られる。しかし，そのような制度は，法人の善意に多くを期待したものであり，市民の行う公開請求の権利性，非公開に対する救済制度の点で，改善点を伴うものである。そこで，本市においては，市監理法人及び市関与法人に関する情報を以下で述べるような二段階で実施機関の下に蓄積し，従来の情報公開制度の対象としていくという方針をとるべきであろう。そのようにして初めて，市民の公開請求権が確保され，非公開について行政不服申立て，取消訴訟といった救済手段を用いることが可能となるからである。

第一段階としては，入手可能文書を実施機関に取得する義務を負わせることである。地方自治法を初めとして各法律は，地方自治体の出資比率等を勘案しながら，様々な監督・関与措置を規定しており，それに基づいて地方自治体が入手し得る入手可能文書は，相当量に及ぶ。例えば，市監理法人に関して言えば，地方自治法上，市長は，予算の執行状況の实地調査権やその結果に基づく必要な措置の要求権を行使できるなど，強力な関与（地方自治法第221条第3項）を行うことができ，このような関与権を行使して得た，当該法人の毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を市議会へ提出する義務を負うこととされている（地方自治法第243条の3第2項）。他方，市関与法人に関しては，地方自治法上，監査委員による監査（地方自治法第199条第7項）及び外部監査人による監査（地方自治法第252条の37第4項及び第252条の42）が定められている。しかしながら，従来は，そのような取得を行うか否かは地方自治体の任意に委ねられてきたため，市民が情報公開請求しても入手可能文書が存在であるという事態も存在した。そこで，条例において，実施機関が積極的に入手可能文書を取得すべき義務を明記すると共に，かりにそうした文書が入手されていないときには，入手に努めて請求者の請求を判断すべき義務を明確化するのが望ましい。

第二段階として，入手可能文書はなお市監理法人及び市関与法人の運営状況を市民に説明する上では充分ではないことから，実施機関と市監理法人及び市関与法人との間で提出すべき文書の範囲，内

容，作成方法等に関する出資法人に関する情報公開協定を結ぶように努めるべきである。その際には，法人の性格，業務内容にも配慮すると共に，市監理法人及び市関与法人の区別，「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）等（注）を勘案して，市民に公開することを念頭に置いた分かりやすく，具体性に富んだ文書の提出義務等を内容とすべきである。そして，協定内容の客観性と合理性を高める趣旨からも，協定締結に先立ち，情報公開審査会の意見を聴くものとし，締結された協定は公表されるべきである。また，協定の締結を促進するという観点から，実施機関の協定締結状況を含む出資法人に関する情報公開白書は，毎年，市議会に報告するほか，市民に公表すべきである。なお，情報公開白書の内容については，少なくとも，(a)条例の定めた要件を満たす市監理法人及び市関与法人に該当する法人数，(b)そのうち協定を締結している法人数及び協定を締結していない法人数，(c)協定を締結した出資法人の具体名，その事業概要及び市の関与形態，(d)締結された協定の具体的内容，(e)協定対象の法人文書に関する公開請求の件数や決定内容が明記されるべきであろう。その理由は，このような措置によって初めて，市民や議会は実施機関が協定締結に向けてどの程度努力しているのかを知ることができるとともに，市民は情報公開協定を締結した法人の具体的存在を知ることができ，情報公開請求につなげることが可能となるからである。したがって，提案の趣旨は情報公開に積極的に取り組み，自発的に協定を締結した法人の存在を市民に明らかにする点及び実施機関の取組みの進捗状況を説明する点にあり，協定未締結法人の具体名の明示まで内容とするものではない（つまり，この提案は情報提供施策の一層の充実・詳細化を目的としたものであり，制裁的氏名公表制度を意図したのではない。）。

協定の締結は市監理法人及び市関与法人の意思に基づくものであるが，締結された協定は紳士協定ではなく，法的な権利・義務を創出するものである。協定に基づいて提出された文書については，情報公開条例の対象文書として，その公開・非公開が判断されることとなる。

なお，情報公開協定は，社会状況等の変化に応じた情報公開の推進を図る観点から，定期的に見直さなければならないこととすべきである。

（注） これは，公益法人の業務及び財務等に関する資料（定款又は寄付行為，役員名簿，社員名簿（社団法人に限る。），事業報告書，収支計算書，正味財産増減計算書，貸借対照表，財産目録，事業計画書，収支予算書等）又は商法に規定する会社の計算書類（貸借対照表，損益計算書，営業報告書及び利益処分案

又は損失処理案)及びその附属明細書(商法第282条第2項)などについて、一般の閲覧に供するとともに、謄写等の請求に応じるよう努めるように指導・監督するという本市の方針(「出資団体に対する指導・監督、支援のための基本指針」参照。)を含むものである。

財政支援団体の責務

財政支援団体は、一定額(当該団体により申請された財政支援額が年間5千万円以上で、本市の予算に計上されたもの)の財政的支援を受けようとするものであり、その事業活動に高い公益性が認められることから、市民に対して果たすべき説明責任の程度も高いものである。

また、地方自治法においても、地方自治体から補助金その他の財政的支援を受けている団体は、監査委員による監査(地方自治法第199条第7項)、外部監査人による監査(地方自治法第252条の37第4項及び第252条の42)及び市長による予算執行状況の調査(地方自治法第221条第2項)の対象とされている。

以上のことを勘案すれば、財政支援団体には、市関与法人に準じた情報公開協定の締結努力義務等を課することが適当である。

この情報公開協定は、市民に公表するものとし、その締結に当たっては、情報公開審査会の意見を聴くものとする。情報公開協定の締結状況を含む財政支援団体に関する情報公開白書は、毎年、市議会に報告されるほか、市民に対しても公表されることとする。この情報公開白書の趣旨及び記載内容は、出資法人に関する情報公開白書について述べたところと同様であり、提案の趣旨は制裁的氏名公表制度を意図したものではない。ただし、情報公開協定の締結は実質的には補助条件に相当するものであることから、協定未締結団体に対して財政支援をした点について、実施機関は市民に対し、それだけ重い説明責任を負うこととなろう。

財政支援団体にその活動期間の当初から市民に対する説明責任を果たさせるという見地からすれば、情報公開協定は財政支援の対象となる年度の当初に締結することが必要である。協定締結義務の判断に当たっては、当該年度の予算に計上され、当該団体により申請された財政支援額が年間5千万円以上であるかを基準とすべきである。仮に、財政支援団体として協定を締結したものの、当該年度末に支払われる財政支援金額が実際には年間5千万円を下回ることもなっても、年間5千万円以上にも及ぶ多額の財政支援を要求し活動に着手したことに伴う説明責任の履行として、当該団体は協定上の義務を果たすべきであろう。なお、財政支援の申請前の段階で、財政支援団体に上記の情報公開協定の趣旨と仕組みを丁寧に説明することにより、当該団体の活動に対する不意打ちといった事態は生じ

ないものとする(また、情報公開協定の締結を条例公布の次の年度から実施するといった経過措置の採用により、団体に対する不測の事態は十分に回避可能である。)

(3) 事業支援団体の情報公開について(現行条例に規定なし)

事業支援団体(本市がその設立に関与しており、一定額(5千万円)以上の経費を公費により負担し、人的支援を行っている実行委員会、推進協議会、運営委員会等(法人を除く。)をいう。以下同じ。)については、市監理法人に準じた情報公開協定の締結努力義務等を課すことが適当である。

事業支援団体が締結する情報公開協定は、市民に公表するものとし、締結に当たっては情報公開審査会の意見を聴くものとする。情報公開協定の締結状況を含む事業支援団体に関する情報公開白書は、毎年、市議会に報告されるほか、市民に対しても公表されることとする。

なお、情報公開協定においては、事業支援団体の解散に伴う必要的文書管理事項、とりわけ事業支援団体から市への文書の引き継ぎ方法、市の保管部局名、引き継がれるべき文書の範囲、文書の保存期間等について、予め明らかにしておくことが必要である。

(説明)

市が民間企業や他の地方公共団体等と協力して、イベントや特定の事業を機動的、弾力的かつ迅速に実施するために設立する団体(法人を除く。)を、従来、本市においては、実行委員会、推進協議会、運営委員会等と称してきた(以下「実行委員会等」という。)

この実行委員会等が保有する文書については、実行委員会等が市とは独立した団体であることを理由として、現行制度においては、情報公開制度の対象となっていない。

本市においては、これらの実行委員会等の情報公開を推進するため、「福岡市実行委員会等の情報公開制度要綱」を定め、市が当該実行委員会等の経費の9割以上を負担し、かつ、当該実行委員会等の事務執行の場が本市の機関の事務所に継続して置かれているものについて、現行条例に準じた情報公開を行うこととしている。

しかしながら、(ア)本市が設立総会を組織したり、又は団体の事務所を本市の機関内に設置しているなど、本市がその設立に関与しており、(イ)一定額(5千万円)以上の経費を公費により負担し、(ウ)職員派遣に代表されるような人的支援を行っている実行委員会等(すなわち、事業支援団体)については、出資法人等と同様、市民に対する説明責任を果たす必要性が高いものと考えられる。

したがって、事業支援団体については、要綱で規律するのではなく、条例において市監理法人に準じた情報公開協定の締結努力義務等を課すことが適当である。この情報公開協定は、市民に公表するものとし、その締結に当たっては情報公開審査会の意見を聴くものとする。

また、情報公開協定の締結状況を含む事業支援団体に関する情報公開白書は、毎年、市議会に報告されるほか、市民に対しても公表されることとする。情報公開白書の趣旨及び記載内容は、出資法人及び財政支援団体に関する情報公開白書について述べたところと同様であり、提案の趣旨は制裁的氏名公表制度を意図したものではない。ただし、協定未締結団体に対して財政支援及び人的支援をした点について、財政支援団体に関して述べたのと同様の理由で、実施機関は市民に対し、それだけ重い説明責任を負うこととなる。

なお、事業支援団体の中には比較的短期間のうちにその事業を終了し解散するものが存在することから、情報公開協定においては、事業支援団体の解散に伴う必要的文書管理事項、とりわけ事業支援団体から市への文書の引き継ぎ方法、市の保管部局名、引き継がれるべき文書の範囲、文書の保存期間等について、予め明らかにしておくことが必要である。

(4) 一部事務組合・広域連合の情報公開について(現行条例に規定なし)

本市が構成団体となっている一部事務組合・広域連合(地方自治法上の地方公共団体の組合)に対して、その保有する情報を公開するよう協力を要請する旨を明記することが適当である。

(説明)

地方自治法上、地方公共団体の組合として位置づけられた一部事務組合や広域連合は、複数の関係する地方公共団体により構成されるものであり、事務の共同処理を目的とする。本市も現在、他の地方公共団体と共に7つの一部事務組合を設けているほか、今後、広域連合を組織することも考えられるところである。これらの組織の事務は、本来、構成団体である地方公共団体が行うべきものであり、また、その事業の経費が構成団体の負担によって支えられる点に鑑みると、地方公共団体の組合の行う事務事業に関しても情報公開を推進し、市民に対する説明責任を果たす必要性は否定できないところである。

しかしながら、地方公共団体の組合が複数の関係地方公共団体により構成されている点に鑑みると、原則的には、当該組合が自ら情報公開制度を設けることが必要とされる。

そこで、地方公共団体の組合が情報公開制度を設けるまでは、本市が構成団体となる地方公共団体の組合に対して、その保有する情報を

公開するよう協力を要請する旨を条例上明記することが適当である。

3 対象公文書の範囲（第2条第2号関係）

(1) 組織共用文書

対象となる公文書について、決裁、收受等の事務手続等を終了したものであるという手続的要件を廃止し、組織共用文書（実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの）を対象とすべきである。

(説明)

市民に対する説明責任を全うし、市民の監視と参加の下で開かれた市政を推進するためには、決裁、收受等の事務手続等が終了していない文書やこれらの事務手続等を要さない文書についても、公開の対象とすべきものがあると考えられる。

したがって、決裁、收受等の事務手続等が終了したものであるという手続的要件を廃止し、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの」とすることによって、対象文書の範囲を拡大すべきである。

「実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの」とは、当該文書が、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味する。

本市において、どのような状態にあれば組織的に用いるものといえるか、また、どの段階から組織としての共用文書たる実質を備えた状態になるかについて、具体的に市民に分かりやすく示す必要がある。

(2) 電磁的記録

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）について、その種類を限定せず対象とすべきである。

なお、電磁的記録の公開方法等については、技術的な条件や本市における情報化の進展状況等を踏まえ、実施機関において検討される必要がある。

(説明)

電磁的記録については、現行条例では、ビデオテープが対象となっているにすぎないが、行政情報の電子化の進展に即した対応を行う必

要があることから、情報が記録されている媒体の種類にかかわらず、公開請求の対象とすべきである。なお、電磁的記録についても(1)の組織共用文書の要件は必要である。

電磁的記録の公開に当たっては、電磁的記録をディスプレイで視聴したり、電磁的記録媒体へ複写するなどの対応が必要となるが、公開窓口における機器の整備や電磁的記録の部分公開における非公開情報の分離など、現状において、技術的な問題等が存在する。

したがって、その公開方法等については、今後の情報化の進展状況等に即して対応できるよう、実施機関において検討を進めていく必要がある。

4 利用者の責務（第4条関係）

(1) 現行規定の削除

情報公開制度によって得た情報を適正に使用するよう努める旨を定めた現行条例第4条（利用者の責務）の規定は、削除すべきである。

（説明）

現行条例第4条は、「この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。」と規定している。

しかしながら、情報公開制度は、公開請求者に対して、その理由や利用目的を問わず、公文書の公開を請求することができる権利を定める制度である。また、第三者の権利を侵害するおそれがある情報などは、情報公開制度においては、非公開情報に当たるものである。

したがって、現行条例第4条の規定を維持する必要性を見出すことは困難であり、これを削除すべきである。

(2) 権利濫用規定の新設

情報公開制度により公文書の公開を請求する者には、公開請求権の行使が権利の濫用とならないよう努める責務がある旨を条例に明記することが適当である。

（説明）

情報公開制度は、市民の知る権利を保障するとともに、市民の監視と参加の下、住民自治、住民の自律を促進する機能を果たす制度であ

るから、この制度が適正に運用され、拡大発展することは、市民にとって極めて重要である。

これまでの運用で、大量に請求をして公開決定を受けたにもかかわらず、特別な理由もなく閲覧をしないなど、権利の濫用と疑われる事例が極めて少数ではあるが見受けられる。およそ権利を有する者は、その権利を信義に従い誠実に行使しなければならない、いやしくも権利の行使が濫用となるようなことがあってはならない(民法第1条第2項及び第3項)。

このような権利の濫用と疑われる公開請求が度重なることになれば、情報公開制度への信頼を失わせ、制度全体の運用にも支障を来すことになる。さらに、これに応じるために実施機関が長時間の事務処理を行うことは、実施機関のその他の業務の遂行に支障を生じさせ、ひいては市民全体の利益を損なうことにもなりかねない。

主権者として公文書の公開を求める市民は、この制度の健全な発展に資するとともに、自らも制度の運用に支障を来すことのないように、少なくとも権利の行使に当たっては、権利の濫用とならないように努める必要がある。

したがって、情報公開制度により公文書の公開を請求する者に、権利の濫用とならないよう努める責務がある旨を条例において明確にすることが適当である。

5 公開請求権者の範囲（第5条関係）

公開請求権者の範囲を拡大し、「何人も」とすることが適当である。

（説明）

現行条例第5条は、請求権者の範囲について、本市の区域内に住所を有する者を中心に、市内に在勤・在学する者や利害関係者など、いわば「広義の市民」としているが、経済活動の広域化や情報化の進展などに伴い、本市の行政活動に関心を持つ者は、広義の市民に限られない状況にあるとともに、本市が活力あるアジアの拠点都市を目指して、積極的に情報発信を行っていることを勘案すれば、公開請求権者の範囲を拡大し、「何人も」とすることが適当である。

このように「何人」に対しても公開請求権を認める新たな制度の下では、自然人、法人、社団などが広く含まれるほか、日本国民のみならず外国人もまた公開請求権を有することとなるのである。

なお、このような考え方には、住民自治の理念を厳格に捉える立場から、あるいは、公開に係る経費負担、不服申立てや行政訴訟の提起

に係る事務負担という観点から，疑問視する考え方もあるが，情報が市域を超えて自由に流通することにより，人々の経済活動やその他福祉の増進に寄与するだけでなく，ひいては本市の発展と市民福祉の増進に結びつくものと考えられる。よって，上記のとおり公開請求権者の範囲を拡大することが適当である。

6 公開請求の方法（第6条関係）

公開請求者の利便性を図るため，電子メール等の通信手段による公開請求についても，検討する必要がある。

公開請求書に形式上の不備があるときは，実施機関は相当の期間を定めて，公開請求者に補正を求めることができる旨を規定すべきである。また，実施機関が補正を求めるときは，公開請求に必要な情報を提供するように努めなければならない旨の規定を置くことが適当である。

（説明）

現行の公開請求の方法としては，窓口における公開請求書の提出のほか，公開請求者の便宜を考慮し，運用により郵送及びファクシミリによる請求も認められているが，公開請求権者の範囲の拡大や情報化社会の進展等の状況を勘案すれば，公開請求権者の利便をさらに図るため，電子メール等の通信手段による公開請求方法を検討する必要がある。

しかしながら，電子メール等の通信手段による公開請求については，機器の整備，公開請求者の認証の問題，到達の確認方法や誤送信等の技術的な問題等があることも否定できないところであり，今後検討を進め，必要な条件整備に努めるべきである。

公開請求書に形式上の不備があるときは，実施機関は相当の期間を定めて，公開請求者に補正を求めることができる旨を規定すべきである。この場合，補正に要した日数は，決定期間に算入しないことを明らかにする必要がある。

また，通常，公開請求者が市の保有する公文書の件名等を正確に知り得ることは困難であるから，公文書を的確に特定することは難しい場合が多いものと考えられる。したがって，実施機関が補正を求めるときは，必要な情報を提供するように努めなければならない旨の規定を置くことが適当である。

7 公開請求に係る決定期間の短縮（第7条第1項及び第2項関係）

公開請求に係る決定期間については，これを短縮し，公開請求があった日の翌日から起算して7日以内（ただし，福岡市の休日（以下「本市の休日」という。）は算入しない。）とすることが適当である。

また，公開請求に係る決定期間の延長についても，これを短縮し，公開請求があった日の翌日から起算して20日を限度（ただし，本市の休日は算入しない。）とすることが適当である。

（説明）

情報公開を積極的に推進していくうえで，公開範囲の拡大ということが，中心的な要素となるものであるが，情報には，その時期によって，持っている価値が大きく変わるという性質があることを勘案すると，情報公開の迅速性や適時性についても，情報公開の推進に関して重要な要素となるということが出来る。

平成12年度における公開請求の実態をみると，営業日ベースで7日以内に決定が可能と思われる請求件数は，全体の請求件数から大量請求（対象公文書が100件以上の請求）と取り下げられた請求を控除した件数のうちの，おおよそ60%以上を占めていた。

このような実態を勘案すれば，現行の決定期間（公開請求書を受理した日から起算して15日以内）を短縮し，迅速かつ適時の情報公開を推進することは十分可能であるということが出来る。

なお，本答申に沿って，公開対象公文書を組織共用文書や電磁的記録に拡大する見直しを行った場合でも，公文書の分類，作成，保存及び廃棄に関する基準等について見直しを行い，適切な公文書の管理を行うことにより，決定期間の短縮に対応することは可能であると考えられる。

公開請求に係る決定期間の延長についても，平成12年度における公開請求の実態をみると，決定期間の延長を行った請求は，10件に満たない程度であり，その殆どが，営業日ベースで20日以内に決定されていた。

したがって，現行の延長期間（公開請求書を受理した日から起算して30日以内）についても，これを短縮し，迅速かつ適時の情報公開を推進することは十分可能であるということが出来る。

現行条例の「公開請求を受理した日」との文言は，福岡市行政手続条例第7条においては，申請が到達することにより行政の審査義務が発生することが明記され，受理の概念が採られていない点に鑑みると，「公開請求のあった日」と改めることが適当である。その上で，申請処理の実働期間の7日間を確保する趣旨から，「公開請

求のあった日の翌日から起算して7日以内」とすることを提言する。

また、公開請求書の補正に要した日数は、決定期間に算入すべきではないと考えられるため、その旨についても明確に規定することが適当である。

なお、本答申に沿って、議会や本市が設立団体となっている福岡市土地開発公社及び福岡市住宅供給公社を実施機関とする見直しを行った場合には、これらに対する公開請求については、当初から迅速な運用を望むことは困難であるため、決定期間及び決定期間の延長については、しばらくの間は現行の期間とするなどの経過措置を置く必要がある。

8 大量請求に係る決定期間の特例（現行条例に規定なし）

公開請求にかかる公文書が著しく大量であるため、実施機関の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該公文書のうち「相当の部分」につき延長した決定期間内（請求日から30日以内。ただし、本答申において、公開請求があった日の翌日から起算して20日以内（福岡市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日（以下「本市の休日」という。）は算入しない。）に短縮する旨を提言している。）に公開等の決定をし、「残りの部分」については、「相当の期間」内に決定をすれば足りる旨を規定することが適当である。

また、この場合において、実施機関は、通常決定期間内（請求日から15日以内。ただし、本答申において、公開請求があった日の翌日から起算して7日以内（本市の休日は算入しない。）に短縮する旨を提言している。）に、この規定を適用する旨及びその理由並びに「残りの部分」について公開決定等をする期限を公開請求者に対し、通知しなければならないこととすべきである。

（説明）

これまでの運用で、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、通常決定期間（請求日から15日（7日に短縮））を最大限延長（請求日から30日（20日に短縮））してもなお、実施機関が公開決定等を行うことが困難であり、当該期間内に処理しようとする、その他の事務の遂行に著しい支障を生ずると思われる事例が見受けられた。

そこで、このような場合に対処するため、延長した決定期間（請求日から30日（20日に短縮））内に、公開請求に係る公文書のうち「相当の部分」につき公開等の決定をし、「残りの部分」については、「相当の期間」内に決定すれば足りる旨の特例を設けることが適当である。

また、決定を待つ公開請求者の地位を不安定にさせないため、実施機関がこの規定を適用する場合には、通常の決定期間（請求日から15日（7日に短縮））内に、この規定を適用する旨及びその理由並びに「残りの部分」について公開決定等をする期限を公開請求者に対し、通知する必要がある。

なお、運用に当たっては、「相当の部分」や「相当の期間」などについての具体的な解釈が、可能な限り客観的になされることが必要であり、実施機関の恣意によって判断が左右されることのないよう、先例を整理しつつ、運用基準を確立し公表するように努めるべきである。

9 非公開情報（第8条第1項関係）

(1) 公開・非公開の枠組み（第1項本文関係）

「非公開情報が記録されているときは、公開をしないことができる。」旨の規定を、「非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならない。」旨の規定に改めるべきである。

(説明)

情報公開制度は、公開請求者に対して、その理由や利用目的を問わず、公文書の公開を請求することができる権利を定める制度である。

現行条例の「公開をしないことができる。」旨の規定は、非公開情報に限って、例外的に公開の義務を負わないことを定めているのであり、非公開情報を公開することについて、実施機関に裁量権を付与したのではない。

したがって、このような原則公開の趣旨をより明確に、そして分かりやすくするため、「非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならない。」との規定に改めるべきである。

(2) 法令秘情報及び国等関係情報（第1項第1号及び第7号関係）

現行条例第8条第1項第1号（法令秘情報）の規定に、「各大臣等からの法的拘束力のある指示により、公開することができないと認められる情報」を加える必要がある。

現行条例第8条第1項第7号（国等関係情報）の規定は、削除すべきである。

(説明)

法令秘情報（第1号）

地方分権一括法が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、国

と地方自治体の関係は、対等で自立的な主体間の法関係と捉えられることとなったが、法定受託事務に関して各大臣等からなされる指示（法律又はこれに基づく政令の規定に直接根拠を有する場合に限る。）など、地方自治体に法律上義務を課す国等の関与が、なお一部存在している。

実施機関が、特定の情報について、各大臣等から非公開とすべき趣旨の指示を受けた場合に、当該非公開とすべき趣旨の指示が法的拘束力を有すると認められるときは、これまで、現行条例第8条第1項第7号（国等関係情報）の規定により対応してきたが、同号は後述するように削除すべきであるから、本号（法令秘情報）の規定により非公開とする必要がある。

ここでいう指示は、文書により明確に示されたものを指し、法的拘束力のない「処理基準」を含むものではない。

国等関係情報（第7号）

本号については、「国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれがあるもの」との要件が抽象的であり、主観的な運用がなされるおそれがある。

また、地方分権推進の観点からすれば、ことさらに国等との信頼関係等に配慮した特別の非公開条項を設けることは適切ではなく、実質的に公開することができないと思われる情報があるとしても、他の非公開条項で対応すれば足りるものと考えられる。

したがって、本号は、削除すべきである。

(3) 個人情報（第1項第2号関係）

個人情報の規定の仕方については、現行どおり「個人識別型」とし、例外的に公開すべき情報をただし書に列記する方式とすることが適当である。

個人のプライバシー保護に万全を期するため、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても非公開とすべきことを明記することが適当である。

本号ただし書ア及びイを一つにして、その表現を情報公開法のように「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とすることが適当である。

現行のただし書ウについては、許可等の際に作成・取得した情報に限定することなく、「人の生命、身体、健康、生活、環境又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」という規定に変更し、個人情報全体について、非公開の利益と公開する利益との比較衡量を行うことができるようにする必

要がある。

公務員の職務遂行に係る情報については、当該公務員の職名、氏名及び職務遂行の内容を公開する旨の規定を設ける必要がある。ただし、公開することにより当該公務員の個人の権利利益を不当に害することとなる場合は、例外的に当該公務員の職名及び氏名については、非公開として取り扱うことが適当である。

(説明)

個人情報については、大別すると「個人識別型」と「プライバシー型」の2種類の規定の仕方がある。

「プライバシー型」の規定は、「一般に他人に知られたくないと認められる情報」を非公開とするものであるが、プライバシーの範囲を行政が第一次的に判断することとなり、プライバシー保護の観点からは問題である。また、「一般に他人に知られたくない」という規定が抽象的であり、実際の運用に当たっても困難が予想される。

そこで、個人情報の規定の仕方については、現行のとおり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非公開とする「個人識別型」とすることが適当である。なお、「個人識別型」では、非公開の範囲が広くなり過ぎることが懸念されるため、現行のように、ただし書の規定を設けて、非公開の例外として公開すべき情報を定め、公開範囲を広げることが必要である。

カルテ、反省文などのように個人の人格と密接に関連する情報や個人の未発表の研究論文などについては、個人識別性がない場合であっても公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、個人のプライバシー保護に万全を期するため、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても非公開とすべきことを明記することが適当である。

ただし書ア及びイの表現を、情報公開法の「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の規定のように整理することが適当である。

ただし書ウについては、法令の規定に基づく許可、免許、届出等に際して作成・取得した情報に限定することなく、「人の生命、身体、健康、生活、環境又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」という規定に変更し、個人情報全体について、非公開により保護される利益と公開により保護される利益との比較衡量を行うことができるようにする必要がある。

公文書に記録されている公務員の情報の多くは、公務員の職務遂行に係る情報である。この情報は、一方で当該公務員の個人の活動に関する情報であると同時に、行政事務の遂行に関する情報でもあ

り、また、公務員の職に関する情報は、当該行政事務の遂行に関する情報と不可分である。

したがって、行政活動の実態を住民に明らかにすることにより、本市の説明責任を全うし、市民の監視と参加の下で開かれた市政を推進するためには、公務員の職名と職務遂行の内容については、公開することが必要な情報であるといえることができる。

公務員の氏名については、職務遂行に係る責任の所在を明確にする情報であると同時に、当該公務員の私生活においても個人を識別する基本的な情報である。情報公開法では、これを公開した場合の当該公務員の私生活等に及ぼす影響に配慮し、法人その他の団体の職員の場合と区別することなく原則非公開としている。（ただし、中央省庁の課長担当職以上の氏名については、解釈上、情報公開法第5条第1号ただし書イにより、公開されることとなる。）

しかしながら、職務遂行の責任の所在を明確にし、市政の公正さと透明性を確保するという観点からすれば、公務員の職名及び職務遂行の内容のみならず、公務員の氏名についても、公開する意義は大きいと考えられる。また、本市では、現行条例の運用上、職務遂行に係る本市職員の氏名については、原則としてこれを公開しているところである。

ただし、公務員の職務遂行に係る情報が当該公務員の個人の思想、信条、名誉等にかかわる情報であり、公開することにより当該公務員の個人の権利利益を不当に害することとなる場合は、例外的に当該公務員の職名及び氏名については、非公開として取り扱うことが適当である。

(4) 事業活動情報（法人等関係情報）（第1項第3号関係）

本号の規定については、その基本的な趣旨を維持することが適当であるが、本号により保護すべき正当な権利利益については、「競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位」というような地位に限らず、「（財産権等の）権利、競争上の地位その他正当な利益」とする必要がある。

本号ただし書ア及びイを一つにして、「人の生命、身体、健康、生活、環境又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を例外的に公開する旨の規定に整理することが適当である。

実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で法人等から任意に提供された情報のうち、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認めら

れるものについては，これを非公開とすべき規定を設けることが
適当である。

(説明)

法人等に関する情報には，営業秘密など公開すると当該法人等の
正当な権利利益を害するおそれのあるものがある。また，事業を営
む個人もその事業活動を行っているときは，プライバシーの対象と
なる私的な存在ではなく，法人等と同様に社会的な存在であるため，
本号の基本的な趣旨は，これを維持することが適当である。

しかしながら，法人等には，株式会社等の営利法人のみならず，
公益法人，宗教法人，社会福祉法人，特定非営利活動法人等のほか，
政治団体，自治会，商店会，同好会等のいわゆる権利能力なき社団
などを含み，また，事業を営む個人の事業は営利事業に限定される
ものではない。

このことから，保護すべき正当な権利利益については，「競争上
又は事業運営上の地位その他社会的な地位」というような地位に限
らず，「(財産権等の)権利，競争上の地位その他正当な利益」とす
る必要がある。

例外的に公開すべき情報を掲げた本号ただし書ア及びイの規定は，
「人の生命，身体又は健康」を保護する場合と「消費生活その他市
民の生活」を保護する場合とに分けて規定し，対象となる法人等の
原因行為について，前者は「法人等又は個人の事業活動」と規定す
るのみであるが，後者については「法人等又は個人の違法又は不当
な事業活動」であることまで要求している。

しかし，良好で快適な生活環境の維持や安全で良質な消費生活，
あるいは個人の財産権などについても，これを保護することは重要
であり，あえて人の生命，身体又は健康を保護する場合と要件を異
にする理由は認められず，また，事業活動が違法又は不当であるか
否かによって，差を設ける必要も認められない。

したがって，本号ただし書のアとイを一つにまとめ，「人の生命，
身体，健康，生活，環境又は財産を保護するため，公にすることが
必要であると認められる情報」を例外的に公開する旨の規定に整備
することが適当である。

なお，本号ただし書ウについては，情報公開法に規定するような
「公益上の理由による裁量的公開」の規定による対応を検討すべき
であり，本号においては不要と考える。

事業を営む個人又は法人の事業に関する情報の中には，内部管理
情報，一般にはまだ知られていない情報，特別の情報源から得た情
報等，通例，他人に提供されないか又は非公開を前提としなければ
他人に提供されないものがある。このような，いわゆる「任意提供

情報」については，現行条例第8条第1項第5号（行政運営情報）の「当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの」に当たるものとして，解釈運用されているところである。

しかし，この「第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの」という要件は，抽象的であるため，解釈運用の如何によっては，不当に非公開範囲が拡大されるおそれがある。また，「任意提供情報」の目的は，主として，情報提供者の正当な利益を保護することであり，行政の事務事業の適正な遂行を確保することは，副次的なものである。さらに，情報提供者が個人である場合は，個人情報の規定に基づき，公開・非公開の判断を行えば足りる。

そこで，「任意提供情報」については，条例第8条第1項第5号（行政運営情報）から削除するとともに，非公開の要件を明確にするため，実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報のうち，「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に限り，非公開とする旨の規定を本号に設けることが適当である。

(5) 意思形成過程情報及び合議制機関等関係情報（第1項第4号及び第6号関係）

現行条例第8条第1項第4号（意思形成過程情報）の規定については，その適用対象となる情報を「審議，検討又は協議に関する情報」に絞り込むとともに，公開することによる支障の内容を具体的に類型化し，かつ「不当な」ものに限るなど，より具体的に限定的な内容とすべきである。

現行条例第8条第1項第6号（合議制機関等関係情報）の規定は，削除すべきである。

（説明）

意思形成過程情報（第4号）

本号は，「市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等の間における審議，協議，検討，調査，試験研究等の意思形成過程に関する情報」について，公開することにより，「当該又は将来の同種の審議，協議，検討，調査，試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれ」があれば，これを非公開にできる旨規定している。

「意思形成過程情報」という表現は，最終的な意思決定に至る連続した行政過程のどの段階を指しているのか不明確であり，理解の

仕方によっては非公開範囲が拡大解釈されるおそれがある。

また，市民に対する説明責任を全うし，市民による市政の監視と参加の充実に資するという観点からは，意思形成過程情報について非公開とする場合をできるかぎり限定することが必要である。

そこで，「意思形成過程情報」という表現を排し，情報公開法のように，対象となる情報を「審議，検討又は協議に関する情報」に絞り込み，公開することによる支障の内容を，ア．「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」，イ．「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」又はウ．「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」というように，具体的に類型化したうえで，その支障が「不当な」ものに限定すべきである。

なお，ウの類型の「混乱」という文言は，抽象的・評価的であるため，拡大解釈されることが懸念される。したがって，この類型の適用に当たっては，恣意的な解釈運用を厳に慎み，特に限定的に解釈運用する必要がある。

合議制機関等関係情報（第6号）

本号は，合議制機関等の自主性，自律性を尊重する観点から，当該合議制機関等が，公正かつ適切な運営を確保するため公開しないことと決定した情報について，これを非公開とすることができる旨を規定している。

しかしながら，合議制機関等に関する情報の公開・非公開については，当該合議制機関等の規程や議決などの形式的要件のみによって決定されることは適当ではなく，他の審議，検討等に関する情報と同様に，当該情報を公開した場合における具体的な支障の有無により行われることとすべきである。

したがって，本号の規定は，削除すべきである。

(6) 行政運営情報（第1項第5号関係）

本号の規定については，その基本的な趣旨を維持することが適当であるが，公開することにより，その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある事務事業を可能な範囲で類型化し，当該事務事業の性質に応じた支障の内容を具体的に例示するなど，非公開情報に該当する要件がより限定的・具体的になるよう整備する必要がある。

(説明)

行政が行うすべての事務事業は，法令又は条例の規定に基づき，公共の利益に適合するように行われるものであり，公開することに

より、事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じると認められる情報は、非公開とすることについて合理的な理由が認められる。したがって、本号の基本的な趣旨については、これを維持することが適当である。

しかしながら、本号の表現が概括的、抽象的であるため、解釈によっては、非公開の範囲が広くなりすぎるおそれがあり、実際の運用においても、非公開理由として本号が適用される場合がかなり多いのも事実である。

そこで、公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務事業を可能な範囲で類型化し、当該事務事業の性質に応じた支障の内容を具体的に例示するなど、非公開情報に該当する要件がより限定的・具体的になるよう規定を整備する必要がある。

類型化する事務事業とその事務事業の性質に応じた支障の内容として例示するものは、概ね、次のようなものが考えられる。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務

正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務

市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務

公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務

公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれ

支障の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、本号の規定は、「事務事業の公正かつ適切な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるもの」と定めているが、この「著しい支障」という文言を維持することにより、非公開情報に該当する要件の拡大解釈を防止すべきである。

また、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、高い蓋然性が要求されるものとして解釈運用することが必要である。

なお、本号の「第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの」という要件、いわゆる「任意提供情報」については、その表現が抽象的であるため、解釈運用の如何によっては、不当に非公開範囲が拡大されるおそれがある。また、「任意提供情報」の目的は、主として、情報提供者の正当な利益を保護することであり、行政の事務事業の適正な遂行を確保することは、副次的なものである。さらに、情報提供者が個人である場合は、個人情報の規定に基づき、公開・非公開の判断を行えば足りる。

以上の理由から、この「任意提供情報」については、事業活動情

報（法人等関係情報）の規定において，要件を厳格に定めて規定すれば，その主たる目的を達成することができるため，本号からは削除すべきである。

10 公益上の理由による裁量的公開（現行条例に規定なし）

非公開情報に該当する情報であっても，公益上特に公開する必要があると認められるときは，公開することができる旨の規定を設けることが適当である。

（説明）

「9(1) 公開・非公開の枠組み」においては，現行条例の規定を「非公開情報が記録されている場合を除き，公開しなければならない。」旨の規定に改めることにより，原則公開の趣旨を明確にすることとしたが，非公開情報について，公開が禁止されるのか否か明らかにされていない。

非公開情報は，利益衡量の結果，公開しないことによって保護される利益が公開することによる利益に優越すると認められた情報であることを考慮すれば，実施機関がこれをみだりに公開することは，許されないと解すべきである。

したがって，非公開情報を公開することは，原則として実施機関には禁じられているものと考えられる。

しかしながら，例外的ではあるが，非公開情報の規定に基づき非公開と判断される場合であっても，個別の事例における特殊事情やその時点の社会状況によっては，公益上の観点から，公開することによる利益が非公開とすることにより保護される利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定することはできない。よって，このような場合に備えるために，非公開情報であっても，実施機関の高度の行政的判断に基づき公開することができる規定を設けておく必要がある。

なお，実施機関が公益上の必要性を判断するに当たっては，個々の非公開情報の規定による保護利益の性質や内容などを考慮し，これを不当に侵害することがないようにしなければならない。特に，個人情報については，個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重な取扱いが必要である。

11 公文書の存否に関する情報（現行条例に規定なし）

公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、非公開情報の規定により保護された利益が侵害されたこととなるときは、その存否を明らかにしないで、当該請求を拒否すること(存否応答拒否)ができる旨の規定を設けることが適当である。

この存否応答拒否の決定については、拒否処分とする明文規定を設け、実施機関に拒否理由の提示を義務付けるとともに、不服申立てや行政訴訟によって争うことができることを明確化すべきである。

この規定の適用に当たっては、誤用や濫用も懸念されることから、実施機関がこの規定を適用する場合には、事前に情報公開担当部局に照会するとともに、事後に情報公開審査会へ報告する制度を設ける必要がある。

（説明）

特定の個人の病歴や犯罪の内偵捜査に関する情報など、特定の個人又は特定の事項を名指しした探索的な公開請求がなされた場合には、公開請求に係る公文書が存在するか否かが明らかになるだけで、非公開とすることによる利益が害されることとなる。

現在は、公開請求の窓口において、このような探索的請求を行わないように行政指導を行っているが、行政指導は、行政手続条例に明記されているように法的拘束力はない。

また、特定の個人又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法令秘情報を除く非公開情報の各類型について生じ得るものであり、具体的には次のような公開請求が考えられる。

ア 個人情報

特定個人の病歴や犯罪歴についての公開請求

イ 事業活動情報（法人等関係情報）

特定企業の先端技術に関する設備投資計画についての公開請求

ウ 審議、検討又は協議に関する情報

著しい地価の高騰や下落を招くおそれのある特定の施設の候補地を非公開で審議している審議会に係る公文書について、特定の地域の名前を挙げて行う公開請求

エ 行政運営情報

試験問題の作成後において、その実施前に、特定の出題分野を限定して行う公開請求

オ 生命等保護情報（捜査情報）

犯罪の内偵捜査に関する公文書について、犯人が無関係の第三者に依頼して行う公開請求

そこで、このような公開請求については、当該請求に係る公文書が存在するか否かを明らかにしないで、これを拒否(存否応答拒否)できる規定を設ける必要がある。

この存否応答拒否の決定については、拒否処分とする明文規定を設け、実施機関に必要なして十分な拒否理由の提示を義務付けるとともに、不服申立てや行政訴訟によって争うことができることを明確化すべきである。

また、この規定の適用に当たっては、誤用や濫用も懸念されることから、実施機関がこの規定を適用する場合には、事前に情報公開担当部局に照会するとともに、事後に情報公開審査会へ報告する制度を設ける必要がある。

12 公文書の不存在の取扱い（現行条例に規定なし）

公文書の不存在を理由とする公開請求の拒否については、条例上、拒否処分とする明文規定を設け、実施機関に不存在理由の提示を義務付けるとともに、不服申立てや行政訴訟によって争うことができることを明確化すべきである。

また、公開請求のあった公文書が作成されていない場合や廃棄された場合等において、作成されていないことや廃棄されたこと等が不適正又は不適法と認められるときは、実施機関に対し公文書の作成を要請する建議機能を情報公開審査会が有することを、条例上明記する必要がある。

（説明）

公開請求に係る公文書が存在しない場合の取扱いについては、現行条例に明確な規定がなく、市長が管理する公文書の公開等に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、公文書が存在しない旨を請求者に通知しており、規則の様式上、不存在理由の提示を義務付けている。

公文書が不存在の場合は、現行条例の下では、3通りに大別できる。

まず第1は、公文書そのものを作成していない場合である。

第2は、公文書を作成しているが、保存年限の経過により廃棄した場合である。

最後に第3は、何らかの文書は存在するが、当該文書が条例上の公文書に該当しないと実施機関において判断された場合である。

第1及び第2の場合の不存在通知は、公文書が存在しないという事実の通知であり、処分性がなく、実施機関は、不服申立てがなさ

れても情報公開審査会へ諮問の必要はなく，不適法な申立てとして却下することとされている。

一方，第3の場合の不存在通知については，非公開決定等と同様に処分性を認め，不服申立てがなされたときは，実施機関に情報公開審査会へ諮問しなければならないこととされている。

今後は，公文書の定義において，「決裁，收受等の事務手続等が終了し」という手続的要件が廃止され，その範囲が組織共用文書に拡大されることになれば，「実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの」という実体的な要件に基づき，公文書該当性の判断がなされることを考慮すると，公文書が不存在という場合において，請求者の救済を図る必要性は，より高まるものといえることができる。

したがって，公文書の不存在を理由とする公開請求の拒否（上記の3通りのすべての場合を含む。）については，条例上，拒否処分とする明文規定を設け，実施機関に不存在理由の提示を義務付けるとともに，不服申立てや行政訴訟によって争うことができることを明確化すべきである。

なお，公文書の管理の適正化を促進するとともに，本市の説明責任を果たすという観点から，公開請求のあった公文書が作成されていない場合や廃棄された場合等において，作成されていないことや廃棄されたこと等が不適正又は不適法と認められるときは，実施機関に対し公文書の作成を要請する建議機能を情報公開審査会が有することを，条例上明記する必要がある。

13 第三者保護に関する手続（第7条第5項関係）

公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合においては 現行条例の任意的な意見聴取の機会の付与に加えて，第三者に対する適正な行政手続の保障という観点から，次のような規定を条例に明記することが適当である。

実施機関は 対象公文書に記録された第三者に関する情報を，次のいずれかに該当すると判断して公開しようとするときは，当該第三者に対して書面で通知し，意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし，当該第三者の所在が判明しない場合は，この限りでない。

ア 人の生命，身体，健康，生活，環境又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報

イ 非公開情報に該当する情報であるが，公益上の理由により特に公開することとされる情報

任意的又は必要的な意見聴取の機会を与えられた第三者が、当該第三者に関する情報を公開することに反対する意見書を提出した場合において、実施機関が第三者の意思に反して公開する旨の決定をするときは、当該公開決定をした旨及びその理由並びに公開の実施日を第三者に通知するとともに、公開の決定と実施との間に少なくとも2週間を確保しなければならない。

(説明)

公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合においては、現行条例第7条第5項は、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる旨を規定している。

しかし、情報公開制度の実際の運用においては、仮に第三者に関する情報が非公開情報に該当する情報であったとしても、実施機関の高度の行政的判断に基づき、公益上の理由により特に公開される場合など、当該第三者の意思に反する取扱いがなされることも十分考えられる。

そこで、現行条例の任意的な意見聴取の機会の付与に加えて、第三者に対する適正な行政手続の保障という観点から、実施機関が第三者に関する情報を、公益上の理由により公開しようとするときには、公開の決定に先立ち、原則として、当該第三者に対し意見聴取の機会を与えなければならないこととする規定を設けることが適当である。

また、第三者に関する情報が記録された公開請求に係る公文書について、任意的又は必要的な意見聴取の機会を与えられた第三者が、当該第三者に関する情報を公開することに反対する意見書を提出した場合において、実施機関が第三者の意思に反して公開する旨の決定をするときは、当該公開決定をした旨及びその理由並びに公開の実施日を第三者に通知するとともに、公開の決定と実施との間に少なくとも2週間を確保しなければならないこととする規定を設けることが適当である。

14 事案の移送（現行条例に規定なし）

公開請求を受けた実施機関は、請求のあった公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他の実施機関において決定を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対して事案を移送することができる旨を条例に規定することが適当である。なお、この規定に基づき事案を移送した実施機関は、公開請求者に対し、その旨を通知することとすべきである。

（説明）

公開請求は、公文書を現に保有する実施機関に対して行わなければならないが、公開請求に係る公文書を当該実施機関が保有している場合であっても、これが他の実施機関により作成されたものであるときや、他の実施機関の事務と密接な関連を有する情報が記録されているときなどには、当該他の実施機関の判断に委ねた方が、より迅速かつ適切な判断が可能となる場合があり得る。

また、公開請求を受けた実施機関が公開請求に係る文書を保有しておらず、他方で、他の実施機関が当該文書を保有していることが明確な場合には、事案の移送を認めることが公開請求者の利益にも資するところである。

このような場合には、公開請求を受けた実施機関は、より迅速かつ適切な処理に資するため、当該請求に係る事案を当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し移送することができる旨を条例に規定することが適当である。この規定により事案の移送が行われた場合には、公開請求者が公開を求めた実施機関ではなく、移送を受けた実施機関が公開決定等を行うこととなるため、事案を移送した実施機関は、公開請求者に対し、その旨を速やかに通知することとすべきである。

特に、本答申に沿って、本市が設立団体となっている福岡市土地開発公社及び福岡市住宅供給公社を実施機関とする見直しを行った場合には、これらの公社が作成した文書を、公社を監督する市長が保有することも十分あり得るため、このような事案の移送に関する規定がより必要となるものと考えられる。

なお、この事案の移送は、実施機関相互における問題であるから、公開請求者に不利益とならないように、決定の期限は、当初の公開請求の時点から起算することとし、また、実施機関相互の協議が整わない場合には、公開請求を受けた実施機関が処理することとすべきである。

15 手数料（第10条関係）

公文書の公開請求手数料並びに閲覧及び視聴に係る手数料については、現行どおり徴収しないことが適当である。

公文書の写しの交付(電磁的記録にあっては、写しの交付に相当する方法をいう。以下同じ。)に係る費用については、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすべきである。

(説明)

情報公開制度は、市民の監視と参加の下で、公正で開かれた市政を推進するための制度であることに鑑みれば、公文書の公開請求手数料並びに閲覧及び視聴に係る手数料については、現行条例第10条の規定どおり、徴収しないことが適当である。

公文書の写しの交付に係る費用については、実費弁償の観点から、利用者の負担とすることが適当であるが、市民の積極的な利用を推進するため、その額については、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすべきである。

16 情報公開審査会の組織、権限等（第12条関係）

不服申立ての迅速な処理等

非公開等の決定に対する不服申立てがなされた場合に、審査会へ諮問すべき行政庁（以下「諮問庁」という。）は、不服申立てのあった日の翌日から起算して30日以内に諮問しなければならないこととするとともに、答申があった日の翌日から起算して30日以内に決定又は裁決しなければならないこととすべきである。また、諮問庁は、審査会へ諮問したときはその旨を不服申立人又は参加人（以下「不服申立人等」という。）へ通知しなければならないこととするとともに、審査会の答申を受けたときは、これを尊重して決定又は裁決することとすべきである。

さらに、審査会においても、迅速かつ機動的な審議が可能となるように、部会制を設けるなど審議体制の整備を行う必要がある。

審査会の組織

審査会委員の数、任期、任命方法、部会制など審査会の組織に関する基本的事項については、条例に明記することが適当である。

審査会の調査権限

審査会の調査権限として、次のことを条例に明記する必要がある。

ア 審査会は、諮問庁に対し、不服申立てに係る公文書（以下「対

象公文書」という。)の提出を求め得ること。この場合、諮問庁は審査会の対象公文書の提出要求を拒否できないこと。(インカメラ審理)

イ 審査会は、諮問庁に対し、対象公文書に記録された情報の内容や非公開理由を指定する方法により分類又は整理した資料の提出を求め得ること。(ヴォーン・インデックス作成指示)

ウ 審査会は、不服申立人等や諮問庁のみならず、適当と認める者に、その知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め得ること
その他必要な調査をすることができること。

審査会の建議権

審査会の建議権については、制度の重要事項に関するもののみならず、公文書の適切な管理に関する建議権(「12 公文書の不存在の取扱い」参照)、積極的な情報公表・提供に関する建議権(「19(1) 情報提供施策等の拡充」参照)など、できる限り具体的に条例に明記すべきである。

不服申立てに係る審議の非公開

不服申立てに係る審議はすべて非公開とすることを条例に明記することが適当である。

答申書の送付等

審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人等に送付するとともに、答申内容を公表することが適当である。

当事者に対する手続保障

不服申立人等及び諮問庁(以下「当事者」という。)に対する手続保障を図るため、次のことを条例に明記する必要がある。

ア 当事者から申立てがあったときは、当該当事者に口頭で意見を述べる機会を保障すること。

イ 当事者は、審査会に対して意見書等を提出することができること。

ウ 当事者は、審査会に提出された資料(対象公文書を除く。)の閲覧を求めることができること。

(説明)

不服申立ての迅速な処理等

本市においては、近年、非公開等の決定に対する不服申立て件数が増加しており、不服申立てから、諮問、審査会の答申を経て、諮問庁が決定又は裁決を行うまでの期間が長期化する傾向にある。このような現状を改善し、不服申立てから決定又は裁決までの期間を短縮することは、不服申立人等の利益に資するとともに、情報公開制度に対する信頼を確保するために重要である。

そこで、非公開等の決定に対する不服申立てがなされた場合に、諮問庁は、不服申立てのあった日の翌日から起算して30日以内に諮問しなければならないこととするとともに、答申があった日の翌日から起算して30日以内に決定又は裁決してしなければならないこととすべきである。

また、諮問庁は、審査会へ諮問したときはその旨を不服申立人等へ通知しなければならないこととするとともに、審査会の答申を受けたときは、これを尊重して決定又は裁決することとすべきである。

さらに、審査会においても、迅速かつ機動的な審議が可能となるように、部会制を設けるなど審議体制の整備を行う必要がある。

審査会の組織

審査会の組織については、現行条例には具体的な規定はなく、詳細は、福岡市情報公開条例施行規則に定められているが、審査会の設置の趣旨や根拠を明確にするために、審査会委員の数、任期、任命方法、部会制など審査会の組織に関する基本的事項については、条例に明記することが適当である。

審査会の調査権限

ア インカメラ審理（対象公文書を審査会の委員が直接見分して審理すること。）は、現在でも運用で行われているところであるが、審査会の審理において必要不可欠のものであることから、審査会の権限として条例に明記するとともに、審査会から対象公文書の提出を求められた場合は、諮問庁はこれを拒むことはできない旨を併せて規定すべきである。

イ 審査会での審議に際し、対象公文書の文書量が多く、あるいは、非公開とする情報が複雑に関係するような事案については、争点を明確にし、審理を促進するため、非公開とされた公文書又はその一部について、適用する非公開条項、非公開の理由等を審査会の指定する方式で分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）の作成を、審査会が諮問庁に対して求めることができることとする必要がある。

ウ 公開・非公開の判断に当たって専門的な知識が要求されるような場合には、審査会での審議の過程で、不服申立人等や諮問庁だけでなく、専門的知識を有する者等から意見を聴く必要があることから、審査会は適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができることとする必要がある。

審査会の建議権

審査会の建議権については、現行条例第12条第2項第2号は、「情報公開制度の運営に関する重要事項」と規定しているが、当該事項のみならず、公文書の適切な管理に関する建議権（「12 公文書の

不存在の取扱い」参照)、積極的な情報公表・提供に関する建議権(「19(1) 情報提供施策等の拡充」参照)など、できる限り具体的に明記すべきである。

不服申立てに係る審議の非公開

不服申立てに係る審議については、現在も福岡市情報公開審査会運営要領(以下「運営要領」という。)において非公開とする旨定めているが、対象公文書の提出を求め、非公開決定の適否を審査するという審査会の性格から、すべて非公開とすることを条例上明記することが適当である。

答申書の送付等

不服申立人等に答申内容を確実に伝達するとともに、不服申立てに対する諮問庁の迅速かつ適正な決定等を促すために、審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人等に送付するとともに、答申内容を公表することが適当である。

当事者に対する手続保障

当事者に弁明、反論等の機会を保障することは、当事者の権利利益の保護に資するとともに、審査会の適正な判断にも資するものである。このため、現在、審査会においては、運営要領において、当事者の求めに応じて、口頭意見陳述の機会を与えるよう努めるとともに、諮問庁から審査会に提出された答弁書を不服申立人に送付し、反論があれば不服申立人に意見書の提出を求める旨定めている。

このような当事者に対する手続保障制度を条例で明文化することにより、その根拠を明らかにして、より一層実効性のあるものとする必要がある。

また、当事者の十分な主張・立証の機会を保障するため、審査会に提出された資料(対象公文書を除く。)の閲覧権を保障する必要がある。

17 調整機関（第13条関係）

公開請求者の申出を受けて、あつせん、調停等の調整を行う機関（以下「調整機関」という。）は廃止することが適当である。

（説明）

調整機関は、公文書の公開に関して実施機関が行う行政措置等について、公開請求者の申出を受けて、あつせん、調停等の調整を行う機関であるが、不服申立てという明確な制度が存在し、また、部会制を導入することにより情報公開審査会が機動的に活動することが可能になることから、当該機関を維持する必要性は乏しくなっていると考えられる。よって、調整機関は廃止することが適当である。

18 公文書の管理（現行条例に規定なし）

実施機関が公文書を適正に管理しなければならない責務を有する旨を条例に明記するとともに、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他公文書の管理に関し必要な事項については、実施機関の規則等で定め、これを公表することが適当である。

（説明）

現行条例には、公文書の適正な管理に関する規定はないが、情報公開制度が適正かつ円滑に運営されるためには、その前提として、公開請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが不可欠であり、その意味で情報公開制度と公文書管理は車の両輪に例えられる。

そこで、情報公開制度の実効性を担保するために、実施機関が公文書を適正に管理しなければならない責務を有する旨を条例に明記する必要がある。

また、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他公文書の管理に関し必要な事項については、現在は、各実施機関の文書規程等において定められているが、これらの文書規程等は、主に決裁・供覧文書を念頭において整理、保存等の基準や手続を定めているため、対象公文書の範囲の拡大に伴い、組織共用文書や電磁的記録の管理に関する基準等を新たに定めるなど、見直しの必要がある。

そして、このような公文書の管理に関し必要な事項については、実施機関の規則等で定め、これを公表するとともに、各実施機関において共通の取扱いとすることが適当である。

なお、公文書を適正に保存することは、情報公開上の重要性に加えて、歴史的・文化的価値のある資料を後世に残すという意義も認めら

れるため、国や一部の地方自治体においては、「公文書館」が設置されている。本市においては、総合図書館において公文書館機能を担っているが、後世の市民へ歴史的・文化的に価値のある資料を確実に伝えていくことの重要性に鑑み、本市における公文書館機能のより一層の充実が望まれるところである。

19 その他情報公開制度の総合的推進について

(1) 情報提供施策等の拡充(第16条～第18条関係)

情報公表・提供施策の拡充について

公文書公開制度は、情報公開制度において極めて重要な位置を占めるものであるが、一定の限界があり、この限界を補完し、本市の説明責任を十分に果たしていくためには、情報公表施策及び情報提供施策の量的拡充及び質的向上をさらに進めていくことが必要である。

その具体的な施策として、市民に公表すべき情報及び市民への提供に努めるべき情報を条例に明記すべきである。また、積極的な情報公表・提供に関する情報公開審査会の建議機能についても条例で明確化すべきである。

情報公表・提供の方法について

各種の情報公表・提供を行う際には、当該情報を分かりやすく、タイムリーに公表・提供するため、インターネットをはじめとする情報化社会にふさわしい広報媒体の積極的な活用を図るとともに、障害者や高齢者等のニーズに合った情報提供の方法についても考慮しながら、広く市民に伝達し得るよう工夫する必要がある。

市民に分かりやすい情報公開の推進について

公開請求により公開される決裁文書等がそのままの形では市民がその内容を理解しにくいときや公開請求の趣旨に合致する公文書が存在しないときには、分かりやすくした情報や公開請求の趣旨に対応する情報を実施機関において別途提供するよう努める必要がある。

(説明)

情報公表・提供施策の拡充について

公文書公開制度は、情報公開制度において極めて重要な位置を占めるものであるが、請求がない限り公開されないこと、第一義的には請求者にしか公開されないこと、公開される公文書が必ずしも市民に分かりやすいものであるとは限らないこと等の限界もある。

市民の監視と参加の下、公正で開かれた市政を推進していくため

には、このような公文書公開制度の限界を補完し、本市の説明責任を十分に果たしていくことが不可欠である。したがって、公開請求を待つことなく、広く市民に市政に関する情報が公表・提供されるように情報公表施策及び情報提供施策を拡充していくことは、極めて重要である。

とりわけ、地方分権時代の自治体運営においては、「市民参加」あるいは「市民との共働」というキーワードに表されるように、自治体と市民とのパートナーシップの形成が不可欠である。本市の説明責任が十分に果たされることにより、政策形成過程情報など市政に関する情報を市民と共有することができ、この情報の共有によって、市民による適正な意見の形成が容易となり、市政への積極的な参画が可能となるのである。

現行条例においても、情報公表施策及び情報提供施策の拡充に努めることにより、情報公開を総合的に推進すべき本市の責務を規定しているが、このような情報公表施策及び情報提供施策については、条例に基づく情報公開施策の一環であることを明確に認識するとともに、量的拡充及び質的向上をさらに進めていくことが必要である。その具体的な施策として、次のようなことを条例に明記すべきである。

ア 情報公表施策

少なくとも次に掲げるような情報については、本市が説明責任を果たすために必要な情報として、公開請求を待つことなく、積極的に閲覧に供するなど、実施機関が原則として公表しなければならない。

- a 市の基本構想，総合計画，各行政分野における基本方針又は計画その他市の基本的な政策等
- b 上記の基本的な政策等に係る中間段階の案
- c 市の主要事務事業の実施状況
- d 市の予算及び決算の概要
- e 審議会などの附属機関等の答申，報告書，議事録，会議資料等
- f 複数回公開請求を受けて公開した実績のある情報で，市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるもの

なお，上記bの中間段階の案を公表する場合には，広く市民の意見等を求め，当該意見等及びこれに対する考え方を公表するよう努めなければならないこととすべきである。

イ 情報提供施策

少なくとも次に掲げるような情報については、本市の説明責任の履行に資する情報として、公開請求を待つことなく、実施機関が積極的な提供に努めなければならない。

- a 市議会定例会等における市長発言等市の施政方針
- b 市の組織並びに市の職員の定数及び給与に関する情報
- c 市の各局室区等の事務事業に関する情報
- d 地域開発及び重要な施設整備に関する情報
- e 防災，保健衛生，環境等市民生活の安全と密接な関係がある情報
- f 市民意識，生活実態等に関する調査結果
- g 市の保有する研究及び技術（特許権等に係るものを除く。）並びに統計に関する資料
- h 市が行う試験，行事等に関する情報
- i 本市の出資割合が25%以上の出資法人等の経営状況等に関する次のような資料

公益法人の業務及び財務等に関する資料（定款又は寄付行為，役員名簿，社員名簿（社団法人に限る。），事業報告書，収支計算書，正味財産増減計算書，貸借対照表，財産目録，事業計画書，収支予算書等）

株式会社の計算書類（貸借対照表，損益計算書，営業報告書及び利益処分案又は損失処理案）及びその附属明細書

- ウ 積極的な情報公表・提供に関する情報公開審査会の建議機能として，市民ニーズが高く，市民の利便性の向上や行政運営の効率化等に役立つ情報については，積極的に情報公表・提供を行うよう，情報公開審査会が実施機関に対し助言・指導を行うことができる旨を条例において明確化すべきである。

情報公表・提供の方法について

各種の情報公表・提供を行う際には，当該情報を分かりやすく，タイムリーに公表・提供するため，本市の情報公開室，情報プラザ等の情報コーナーにおける配架や有償刊行物としての頒布等を行うことはもとより，インターネットをはじめとする情報化社会にふさわしい広報媒体の積極的な活用を図るとともに，障害者や高齢者等のニーズに合った情報提供の方法についても考慮しながら，広く市民に伝達し得るよう工夫する必要がある。

市民に分かりやすい情報公開の推進について

市民に分かりやすい情報公開を推進する観点から，公開請求により公開される決裁文書等が，そのままの形では市民がその内容を理解しにくいときや公開請求の趣旨に合致する公文書が存在しないときには，分かりやすくした情報や公開請求の趣旨に対応する情報を実施機関において別途提供するよう努める必要がある。

(2) 附属機関等の情報公開のあり方（現行条例に規定なし）

附属機関等の会議については、積極的な情報公開の推進を図る観点から、原則公開とする旨を条例において明記することが適当である。

また、附属機関等の会議の議事録、会議資料等は、速やかに市民へ公表することとすべきである。

（説明）

審議会、審査会、協議会などの附属機関等は、市民の複雑かつ多様な行政ニーズに的確に対応するために、行政の政策形成過程において、学識経験者の専門的・技術的な判断や市民各層からの幅広い意見等を反映させることを目的に設置されるものである。

このような行政の政策形成過程で重要な役割を果たしている附属機関等において、どのような審議検討が行われ、それがどのように政策決定に反映されたのかというようなことが、市民に明らかにされることは、附属機関等の審議の透明性・公正性の向上に資するとともに、市政に対する市民の監視と参加の下、公正で開かれた市政を推進していくうえで、極めて重要であるといえることができる。

そこで、附属機関等の会議は、原則公開とすべき旨を条例において明記することが適当である。

また、附属機関等の会議の議事録、会議資料等は、速やかに市民へ公表することとすべきである。

なお、本市では、平成13年5月から、「福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づき、附属機関等の会議を原則公開で実施しているところであるが、会議の公開・非公開の判断基準、会議の開催日や議題などの事前公表、会議の傍聴手続等の具体的なあり方について、インターネットをはじめとする情報化社会にふさわしい広報媒体の積極的な活用を図るなど、広く市民に伝達し得るよう工夫する必要がある。

第4 市民から寄せられた主な意見及びこれに対する審査会の考え方

この資料について

平成13年10月5日から10月31日までの27日間、当審査会において、標記について意見募集を行った結果、市民等24人及び1団体から94件の意見・要望が提出されました。

そこで、これらの提出された意見・要望について、本答申の項目ごとに整理・並べ替えを行い、それに対する審査会の考え方を以下に示します。

取りまとめの便宜上、提出された意見・要望は適宜集約したものとなっており、また、賛否の結論を示しただけの意見や本制度と直接関係がないと考えられる意見・要望などについては、審査会の考え方を示していない場合があります。

1	条例の目的	4件
2	実施機関の範囲	2件
(1)	議会について	4件
(2)	出資法人等の情報公開について	10件
(3)	事業支援団体の情報公開について	1件
(4)	一部事務組合・広域連合の情報公開について	2件
3	対象公文書の範囲	
(1)	組織共用文書	2件
(2)	電磁的記録	1件
4	利用者の責務	
(1)	現行規定の削除	
(2)	権利濫用規定の新設	1件
5	公開請求権者の範囲	1件
6	公開請求の方法	
7	公開請求に係る決定期間の短縮	2件
8	大量請求に係る決定期間の特例	1件
9	非公開情報	
(1)	公開・非公開の枠組み	3件
(2)	法令秘情報及び国等関係情報	1件
(3)	個人情報	5件
(4)	事業活動情報（法人等関係情報）	4件
(5)	意思形成過程情報及び合議制機関等関係情報	2件
(6)	行政運営情報	1件
10	公益上の理由による裁量的公開	1件
11	公文書の存否に関する情報	1件
12	公文書の不存在の取扱い	1件
13	第三者保護に関する手続	2件
14	事案の移送	1件
15	手数料	4件
16	情報公開審査会の組織、権限等	7件
17	調整機関	1件
18	公文書の管理	1件
19	その他情報公開制度の総合的推進について	
(1)	情報提供施策等の拡充	6件
(2)	附属機関等の情報公開のあり方	
20	情報公開制度全体に対する意見	7件
21	情報公開制度に関する個別具体的な意見	4件
22	その他の意見	11件
	意見採用	10件
	今後検討	11件
	中間取りまとめと同趣旨又は同意する意見	21件

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>1 条例の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市民の監視及び参加」と「市の説明責任」は、情報公開制度そのものが、これらのことが適正に実施される前提があるため、明記は不要である。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 条例の主たる目的として「市の説明責任」を明記することは重要であると思う。できれば、具体的に規定できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の目的をより明確にするためには、「市民の監視及び参加」と「市の説明責任」という文言も目的規定の中に盛り込むべきであると考えます。 「市の説明責任」の内容は、「19 その他情報公開制度の総合的推進について (1) 情報提供施策等の拡充」の情報公表施策や情報提供施策の中で具体化されるものと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 「市政」とは参加すべきものではなく、我々市民のものであるから、「市政に対する市民の参加」は、「市民主体の市政」と言うべきである。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 「監視」「説明」は利用する市民の側から対立的なので、他の文言がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「市政の主体は市民である」という考え方については、審査会においても全く同じ考え方です。国民主権の理念に照らせば、「市政は主権者である市民から行政に信託されたものである」と考えられ、市が市民に対して「説明責任」を果たすことにより、情報の共有化が図られ、市民は市政を「監視」し、また、市政に参加することが可能になります。
<p>2 実施機関の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施機関に議会を含めることは「適切」、公社については「適当」と文言を使い分けている理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会は、地方自治法上、住民から直接選挙された議員で構成され、市長等の執行機関とは独立した議決機関とされています。それゆえ、議会が独自に情報公開条例を設けている自治体もあります。 この答申では、「適切」よりも「適当」の方が意味合いが強いものという理解で、議会については、市民の代表機関であるという立場を尊重して、「適切」という文言を使っています。
<p>(中間取りまとめと同趣旨又は同意する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市公社を新たに実施機関に加えることは当然である。 	
<p>(1) 議会について (中間取りまとめと同趣旨又は同意する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の公開は当然である。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 議会を実施機関にして情報公開を行うことは、「市民の知る権利」「市の説明責任」「市政に対する市民の監視及び参加」という観点から必要である。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 行政と議会の関係が組織的に独立していない疑問があるので、議会は実施機関とすべきである。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 議会における視察経費、政務調査研究費等々市民にとっては不可解な支出が数多くあるので、議会の情報公開は絶対に推進して欲しい。 	

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>(2) 出資法人等の情報公開について 今後検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資している相手方は、市の一部分と考えるべきである。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 出資法人については出資割合による限定を設けるべきではなく、全ての出資法人について地方自治法第221条の規定の趣旨にのっとり、その財務に関する情報は公開すべきである。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 出資割合による区分はすべきではない。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 市の出資が10%以上は、情報公開を義務化すべきである。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 博多港開発株式会社は福岡市が出資している会社であり、かつ公共性が高いもので、福岡市の公共支配に属する機関が市民の監視を受けることは経営の透明性を確保するうえで重要であるから、博多港開発株式会社を含め51%以上の出資割合の法人等については、実施機関とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 出資法人は、本市とは人格を異にする独立した法人であり、独立採算に努めるなど、原則として自らの責任で経営を行っています。 一方で、出資法人は、本市が公益的な見地から出資している団体であり、市民の信託に応えるためには、団体の経営状況等について、情報を公開していく必要があります。 それらを踏まえ、地方自治法及び地方自治法施行令において、自治体の出資割合が25%以上の出資法人について、監査委員による出資法人の監査等が規定されていることから、本市においても、本市の出資割合が25%以上の出資法人について情報公開を推進するために、新たな情報公開システムの制度設計を行うべきであると考えます。 しかしながら、ご意見のとおり、出資割合が25%未満であっても、市から出資がなされている以上、何らかの説明責任は果たしていく必要があります、今後も検討を進めていく必要があると考えます。
<p>今後検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の出資法人・第三セクターについても、情報公開すべきであるが、福岡市以外に、国・県・他市町村が共に出資(貸付を含む。)している場合の情報公開はどうすべきか(福岡北九州高速道路公社、空港周辺整備機構など)。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 福岡北九州高速道路公社は即刻実施機関とするよう強く要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県・市町村が共同して全額出資している法人については、この答申では、当面、本市の出資割合に応じて情報公開を進めることとしていますが、全て公費でまかなわれている実態に鑑みて、関係自治体間で協議を行うなど、早急な対応が望まれます。

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p data-bbox="180 253 443 286">今後検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="180 286 675 387">・ 市及び市が出資・補助を行っているところはすべて公開が必要である。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="180 409 675 745">・ 市が補助金，助成金，交付金，負担金を交付している団体についても，地方自治法第221条の規定の趣旨にのっとり，公開の対象とすべきである。また，公開の対象とするのは素案のごとき法人に限定することなく，補助金等を交付している団体の全てを対象とすべきである。やむを得ず限定を設ける場合は市の交付金額で線引きすべきである。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="180 768 675 1126">・ 補助金を支出している団体についても，情報公開の対象にすべきである。助成団体などの情報公開は，「首長に対して開示請求することができ，実施機関が当該情報を保有しないときは，首長が財務調査権に基づき当該団体から情報を提供させ，請求者に開示する。」という方法で情報公開すべきである。県内の自治体では条例に明記されているところもある。 	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="699 286 1409 409">・ 市が補助その他の財政的支援を行っている団体は多種多様ですが，公費による支援を受けている以上，納税者である市民に対して説明責任を果たしていくことが必要です。 その一方で，それらの団体は市とは独立した団体であり，過度の関与を行うことは，団体の独立性を侵すおそれもあり，慎重に検討していく必要があります。 そこで，本市が一定額(団体による申請額が年間5千万円以上で，本市の予算に計上されたもの)の補助金その他の財政的支援を与えている法人その他の団体(「財政支援団体」という。)については，市関与法人に準じた責務を課すべきであると考えます。 なお，補助金の交付を受けている上記以外の団体については，現在は「福岡市補助金交付規則」に基づき，実績報告(補助事業経費収支計算書，補助事業の経過又は成果を証する書類，補助金の精算額など)等を行うことで一定の説明責任を負うこととなっています。

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>(3) 事業支援団体の 情報公開について</p> <p>意見採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 実行委員会への負担金総額が10億円以上の年もあり，市議会に提出された予算書を見ても実態がほとんどわからない。市の事業の一環として市が出資し，市職員が実務を行い，市役所(又は第三セクター)に事務局を置いているのであるから，実行委員会についても情報公開の対象にすべきである。現在，予算額の90%以上を福岡市が負担金支出している実行委員会を対象とする「福岡市実行委員会等の情報公開制度要綱」があるが，対象となる実行委員会はほとんどなく，要綱は実態として意味のないものになっている。 「出資金額」が多額，又は「出資割合」の多い実行委員会を情報公開の対象とするよう求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が民間企業や他の地方公共団体等と協力して，イベントや特定の事業を機動的，弾力的かつ迅速に実施するために設立する団体(法人を除く。)を，従来，本市においては，実行委員会，推進協議会，運営委員会等と称してきました(以下「実行委員会等」という。) この実行委員会等が保有する文書については，実行委員会等が市とは独立した団体であることを理由として，現行制度においては，情報公開制度の対象となっていない。 本市においては，これらの実行委員会等の情報公開を推進するため，「福岡市実行委員会等の情報公開制度要綱」を定め，市が当該実行委員会等の経費の9割以上を負担し，かつ，当該実行委員会等の事務執行の場が本市の機関の事務所内に継続して置かれているものについて，現行条例に準じた情報公開を行うこととしています。 しかしながら，(ア)本市が設立総会を組織したり，又は団体の事務所を本市の機関内に設置しているなど，本市がその設立に関与しており，(イ)一定額(5千万円)以上の経費を公費により負担し，(ウ)職員派遣に代表されるような人的支援を行っている実行委員会等(すなわち，事業支援団体)については，出資法人等と同様，市民に対する説明責任を果たす必要性が高いものと考えられます。 よって，ご意見の趣旨を踏まえ，これらの要件を満たす事業支援団体については，市監理法人に準じた情報公開協定の締結努力義務等を課すことが適当であると考えます。(「2 実施機関の範囲 (3) 事業支援団体の情報公開について」を参照してください。)

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>(4) 一部事務組合・広域連合の情報公開について</p> <p>意見採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡市は水道事業の一部事務組合に参加しており、自治体が全額出資して市民生活と関わりの深い事業を行いながら情報が全く公開されていない。既に県内の自治体では一部事務組合への公開要請の形で情報公開条例の中に明記している。本来は一部事務組合が情報公開条例を制定することが望ましいが、制定されるまでは、「首長による情報公開の協力要請を定める」ことを条例の中に明記するよう求める。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合，広域連合に対し，その保有する情報の公開を要請する旨の規定を設けるべきである。 本来一部事務組合や広域連合は独自に情報公開条例を制定しその保有する情報の公開に努めるべきであるが，その体制が未整備の状況にあっては，市が構成団体である一部事務組合や広域連合に対して，その保有する情報の公開について協力要請することは，市の条例の趣旨に照らし当然である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法上，地方公共団体の組合として位置づけられた一部事務組合や広域連合は，複数の関係する地方公共団体により構成されるものであり，事務の共同処理を目的としています。これらの組織の事務は，本来，構成団体である地方公共団体が行うべきものであり，また，その事業の経費が構成団体の負担によって支えられている点に鑑みると，地方公共団体の組合の行う事務事業に関しても情報公開を推進し，市民に対する説明責任を果たす必要性は否定できません。 したがって，ご意見のとおり，一部事務組合が情報公開条例を制定するまでは，本市が構成団体となっている一部事務組合・広域連合に対して，その保有する情報を公開するよう協力を要請する旨の規定を設けることが適当であると考えます。
<p>3 対象公文書の範囲</p> <p>(1) 組織共用文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織共用文書とは何か。「組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの」という定義もよく分からない。「実施機関」とは何か。 「保有」とはどんな状態か。「もの」とは有体物に限るのか。例えば，一人の職員が調査・検討段階で個人的に作成したメモ・記録などはどうなるのか。 また，実施機関でない審議機関の情報(審議録など)はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査会の審議においては，組織共用文書に該当するものを予め明記しておくべきであるという意見もありました。しかし，最初に該当するものを決めてしまうと，組織共用文書の内容がそれに固定されてしまうというおそれがあるため，この答申では具体例を明記しないこととなりました。しかし，答申の説明部分に「本市において，どのような状態にあれば組織的に用いるものといえるか，また，どの段階から組織としての共用文書たる実質を備えた状態になるかについて，具体的に市民に分かりやすく示す必要がある。」と明記して，どのようなものが組織共用文書に該当するかを明確にすべきと考えています。 実施機関でない審議機関の情報(審議録など)につきましては，説明責任を十分に果たすことにより，政策形成過程情報を市民と共有することができ，市民による適正な意見の形成が容易となりますので，公開請求を待つことなく，積極的に公表すべきものと考えています。(「19 その他情報公開制度の総合的推進について (1) 情報提供施策等の拡充」を参照してください。)
<p>(中間取りまとめと同趣旨又は同意する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 決裁・収受が終わっていないものについても，公開すべきであることの明記が必要である。 	

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>(2) 電磁的記録 今後検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 電磁的記録は全て包含し、ディスプレイの視聴を広げて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 電磁的記録については、その種類を限定せず公開請求の対象とすべきと考えます。ただし、公開方法等につきましても、技術的な条件や本市における情報化の進展状況等を踏まえ、電磁的記録のディスプレイでの視聴などが検討される必要があると考えます。
<p>4 利用者の責務 (2) 権利濫用規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利の濫用が行われた場合の対処はどのようにするのか。また、「権利の濫用にあたる」との判断は、どの時点で誰が行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 権利の濫用は民法第1条第2項及び第3項で規定されており、権利の濫用が行われた場合は、一般的には実施機関が請求者の請求に応じなくても、実施機関に責任が生じることはないと考えられています。「権利の濫用」かどうか、誰がどの時点で判断するかは難しいところですが、これからの制度の運用の中で、「権利の濫用」にあたる実例を踏まえて検討していくことが大切であると考えます。
<p>5 公開請求権者の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間取りまとめの趣旨は一応理解できるが、間口を無条件にすると濫用のおそれが生じるので、一定の緩やかな要件を設けるべきだと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 公開請求権者の範囲を「何人も」とすることで、情報が市域を超えて自由に流通し、人々の経済活動やその他福祉の増進、さらには本市の発展に寄与する考えられますので、公開請求権者は限定しないことが適当であると考えます。 公開請求権の濫用に対しては、権利濫用規定の新設により対応すべきであると考えます。(「4 利用者の責務 (2) 権利濫用規定の新設」を参照してください。)
<p>7 公開請求に係る決定期間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> 「7日」という記述から、請求者が、現行の「請求日から数えて休日を含む15日間」が半減すると誤解する恐れがある。休日が土日だけの普通の週であれば、実質最大で5日間の短縮なので、「公開請求があった日の翌日から起算して9日以内(ただし、福岡市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日のうち、土曜及び日曜を除く休日(以下「本市の休日」という。))は、算入しない」とすることが適当ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、実際の短縮は3～5日間で、7日という記述から受ける印象とは異なるかと思われますが、ご意見のように「公開請求があった日の翌日から起算して9日以内(ただし、福岡市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日のうち、土曜及び日曜を除く休日(以下「本市の休日」という。))は、算入しない」とした場合、条文の規定がさらに複雑になるだけでなく、祝祭日と土曜日が重なったときの例外規定を設ける必要もあり、制度を利用する市民にとって分かりにくくなる懸念がありますので、答申どおりとするのが適当であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 第三者情報の開示請求の場合は、中間取りまとめの決定期間が適当か難しいところであると思われるので、頻繁に決定の延長通知を出さねばならないほど、第三者情報の開示請求件数が多いようであれば、条例からの待ち時間の期待を実現できないのだから、決定期間をもとの15日～10日程度にした方が良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度における公開請求の実態を考慮して、決定期間の短縮を答申しましたが、ご意見のように、延長通知を出さなければならないような事態が頻繁に生じたときは、再度検討を行う必要があると考えます。

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>8 大量請求に係る決定期間の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大量請求」とはどれくらいを目安としているのだろうか。実際に作業を行う職員の意見はぜひ確認すべきであると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> どれくらいの量をもって大量請求とするかは、難しいところですが、「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるか否か」ということが一つの判断基準になると考えています。
<p>9 非公開情報</p> <p>(1) 公開・非公開の枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに一歩進めて非公開情報が、全体の一部である場合には、できるだけ他の部分については公開することを明記すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 部分公開については、現行条例においても、第8条第2項で「実施機関は、公開の請求に係る前項各号のいずれかに該当する情報(非公開情報)とそれ以外の情報とが合わせて記録されている場合において、これらの部分を容易に分離することができ、かつ当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、前項各号に該当する情報に係る部分以外の部分について、当該公文書の公開をしなければならない。」と規定されています。
<ul style="list-style-type: none"> 非公開の文書があること自体が市民の市政アクセス権を阻害することになるので、「公文書は原則公開とする。」とすべきである。非公開とすることを福岡市情報公開審査会が判定しない限り、福岡市が管理する情報は公開すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 公文書は公開が原則です。ただし、個人情報や事業活動情報など、非公開とすべき情報もありますので、本答申では、非公開情報の範囲をより限定する方向で見直しを行っています。 非公開とすることを福岡市情報公開審査会が判定することにつきましては、公開請求件数はかなりの数ですので、審査会がそれを一つひとつ判定することは制度上不可能です。現行のように公開・非公開の判断は実施機関に任せ、不服がある場合に事後的に審査会がチェックするという方法が適当であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 公開請求に係る情報が非公開情報に該当することの立証責任は実施機関にあることを条例に規定すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「非公開情報が記録されているときは、公開をしないことができる。」旨の規定を、「非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならない。」旨の規定に改めることにより、原則公開の趣旨が明確になり、公開請求に係る情報が非公開情報に該当することの立証責任は、実施機関が負うものと考えます。
<p>(2) 法令秘情報及び国等関係情報</p> <p>意見採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 「各大臣等からの法的拘束力がある指示により、公開することができないと認められる情報」は、「各大臣等からの法的拘束力のある文書による指示により、公開することができないと認められる情報」と改めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨を踏まえ、答申に「ここでいう指示は、文書により明確に示されたものを指し、法的拘束力のない「処理基準」を含むものではない。」という文言を加えます。

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>(3) 個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 公務員情報について、担当者レベルで問題になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員の職務遂行に係る情報については、当該公務員の職名、氏名及び職務遂行の内容を公開する旨の規定を設ける必要があると考えています。 したがって、職務遂行に係る情報については、担当者の氏名が公開になることもあります。(「9 非公開情報 (3) 個人情報」の説明を参照してください。)
<ul style="list-style-type: none"> 公務員情報について、「例外的に非公開」というのはどのような場合が具体的な内容も明確にするべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「例外的に非公開」とする場合は、「公務員の職務遂行に係る情報が当該公務員の個人の思想、信条、名誉等にかかわる情報であり、公開することにより当該公務員の個人の権利利益を不当に害する場合」です。例えば、懲戒処分や分限処分に関する情報がこれに当たるものと考えます。 (「9 非公開情報 (3) 個人情報」の説明を参照してください。)
<ul style="list-style-type: none"> 非公開として保護されるべきは個人の私的生活に関する情報であって、私人といえどもその公的行動に関する情報は、この審査会の審議が公開されているように公開の対象とされるべきであることを明確に規定してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報のうち「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」が公開されることとなれば、私人の公的行動に関する情報のうち公開が必要なものは、この対象となるものと考えます。 (「9 非公開情報 (3) 個人情報」の説明を参照してください。)
<p>(中間取りまとめと同趣旨又は同意する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公務員情報も、仕事に関することはもちろん、職名や氏名、内容等も公開されるべきであると考える。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 公務員の職務遂行に係る情報については、行政に関わる各自の自覚のためにも、中間取りまとめどおりが良い。 	

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>(4) 事業活動情報(法人等関係情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行条例第8条第1項第3号ただし書について、イを排除するのは疑問である。「人の生命、身体、健康、生活、環境又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」であるかどうかは、行政の恣意的判断に委ねられることになるので、せめて「事業活動が違法又は不当であるか否か」の規定がなければ、事業活動情報の非開示情報に該当する要件の拡大解釈を許容することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行条例第8条第1項第3号ただし書イのように、例外的に公開される事業活動情報に「違法又は不当な」という要件を残すべきではないかというご意見ですが、その場合、人の生命などを保護するために例外的に公開される事業活動情報が「違法又は不当」なものに限られることとなります。その結果、人の生命などが危険にさらされても、「違法又は不当ではない」事業活動情報であれば非公開情報とされるということにもなりかねませんので、「事業活動が違法又は不当であるか否か」という要件は削除することが適切であると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 任意提供情報の保護は、当該企業の合法かつ正当な事業活動によるものに限られるべきである。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 「第三者との信頼関係を損なう」ことであっても、他に公開すべき合理的理由があれば裁量的公開を可能とする旨の規定も必要である。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 米国と比べて法的根拠によらず行政機関の裁量で行われる行政指導が格段に多い我が国では、非公開範囲を不当に拡大する危険が大きいので、任意提供情報の非公開規定は設けるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「任意提供情報」については、非公開の要件を明確にするため、実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報のうち、「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に限り、非公開とする旨の規定を設けることが適当であると考えています。 <p>もし、任意提供情報の非公開規定が設けられることなく、任意に提供された情報のすべてが公開される可能性があるとなると、情報を提供する法人等を萎縮させ、市政にとって有益な情報が得にくくなる可能性も懸念されます。(「9 非公開情報 (4) 事業活動情報(法人等関係情報)」を参照してください。)</p>
<p>(5) 意思形成過程情報及び合議制機関等関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 拡大解釈で非公開が多くならないよう、弾力的な対応ができる規定が良い。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> この中間取りまとめでは、従来、審議、協議、検討、調査などとしていたものを、今度は「審議、検討または協議」に押し込めて答える運用がなされる公算が高いので、直接内容ではなくその周辺部分の情報の公開と、それに伴う市の誠実な対応を義務化することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「意思形成過程情報」という表現は、最終的な意思決定に至る連続した行政過程のどの段階を指しているのかわかりずらく、理解の仕方によっては非公開範囲が拡大されるおそれがあります。 <p>市民に対する説明責任を全うし、市民による市政の監視と参加の充実に資するという観点からは、意思形成過程情報について非公開とする場合をできるかぎり限定することが必要となります。そこで、「意思形成過程情報」という表現を排し、対象となる情報を「審議、検討又は協議に関する情報」に絞り込み、さらに、公開することによる支障の内容を「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」などに具体的に類型化して、その支障が「不当な」ものに限定すべきと考えています。これらの限定により、非公開の範囲が絞り込まれてくるものと思われます。</p> <p>また、非公開となる内容ではなく、その周辺部分の公開をとのご意見につきましては、現行条例第8条第2項において、一定の場合には、一部公開が義務づけられています。(「9 非公開情報 (5) 意思形成過程情報及び合議制機関等関係情報」を参照してください。)</p>

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>(6) 行政運営情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 「当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を損なうおそれのあるもの」「その他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に支障を生じるおそれのあるもの」の規定は、抽象的表現から、非公開情報の範囲を不当に拡大運用する根拠となるので、「おそれ」という抽象的表現をなくし、該当する要件が限定的・具体的であることの規定が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開情報が公開されて、実際に事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じてしまうと、もはや原状回復を行うことは不可能であるため、非公開情報に該当するか否かの判断にあたっては、「おそれ」という表現を使わざるを得ないものと考えます。
<p>10 公益上の理由による裁量的公開 (中間取りまとめと同趣旨又は同意する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益上の理由による裁量的な公開は、その分かれ目が議論されるので、個人の権利利益を不当に侵害しない基本理念が大事である。 	
<p>11 公文書の存否に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に設けるべきではない。どうしても規定するのであれば対象となる事項を具体的に限定列挙すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の個人の病歴や犯罪の内偵捜査に関する情報など、特定の個人又は特定の事項を名指した探索的な公開請求がなされた場合には、その公文書の存否を明らかにするだけで、保護されるべき利益が侵害されることとなりますので、その存否を明らかにしないで、当該請求を拒否(存否応答拒否)するための規定が必要であると考えます。 また、対象となる事項については、現時点では想定できないものも今後生じる可能性があるため、説明部分の例示にとどめ、限定列挙はしないのが適当であると考えます。
<p>12 公文書の不存在の取扱い (中間取りまとめと同趣旨又は同意する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当然あるはずの文書が「不存在」とされないよう、公文書作成を要請する権限と機能を審査会に持たせる必要がある。 	
<p>13 第三者保護に関する手続</p> <p>意見採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本文において、「相当な期間」とあるが、情報公開法第13条第3項のように、具体的な期間を定めた方がよいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、答申の「相当な期間」を「少なくとも2週間」に書き換えました。
<ul style="list-style-type: none"> 「第三者との信頼関係を損なう」ことであっても、他に公開すべき合理的な理由があれば裁量的公開を可能とする旨の規定が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のように、非公開情報であっても、公益上の理由により特に公開される場合があります。ただし、その場合には、第三者保護の観点から、当該第三者に対して書面で通知し、意見書を提出する機会を与えなければならないと考えます。(「13 第三者保護に関する手続」を参照してください。)

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>14 事案の移送</p> <ul style="list-style-type: none"> 国に対する公開請求は省庁別の窓口で行うものであり、公開請求された情報が他の省庁の所管に係るものであれば移送の問題が生じるが、市に対する情報公開請求は情報公開室を窓口として行われており、受付の時点で所管実施機関を確認すれば済むことであると思うので、この規定は不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求があった時点で情報公開室が対象公文書の所管課を確認していますが、所管課の担当者が不在であるなどの理由で、十分な特定ができずに請求を受け付ける場合もあります。そのような場合には、後になって該当する公文書を作成したのは市長(事務部局)ではなく教育委員会であることが分かったり、または、該当する公文書が市長(事務部局)には存在せず、教育委員会に存在することが分かったりすることも想定されますので、この規定は設ける必要があると考えます。 また、本答申に沿って、本市が設立団体となっている福岡市土地開発公社及び福岡市住宅供給公社を実施機関とする見直しを行った場合には、これらの公社が作成した文書を、公社を監督する市長(事務部局)が保有することも十分あり得るため、このような事案の移送に関する規定がより必要になるものと考えます。
<p>15 手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 手数料について、白黒コピーは20円から市中並に、一枚10円にすべきである。本当は、情報公開請求は、個人の利益追求よりも不特定多数の人々の為に請求するケースが多いと思われるので、コピー手数料を「受益者負担」的に捉えずに無料とし、税込で賄って欲しい。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 「公文書の写しの交付に係る費用」は、現行の20円から10円以下に引き下げられるのではないか。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 市中のコピー代は白黒なら10円で、8円のところもある。コピーの手数料がかかるというのは閲覧料を無料にする趣旨に反して容認できない。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 手数料について、「できる限り利用しやすい金額」(写しにかかる分)とは、現行条例上の「20円」というのは高いと考えているのか。「権利の濫用」を防止する意味においても、あまり低価格に設定しない方がいいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 公文書の写しの交付に係る費用については、実費弁償の観点から、利用者の負担とすることが適当ですが、市民の積極的な利用を推進するため、その額については、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすべきであると考えます。 具体的な金額については、市において適切に判断されるものと考えます。

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>16 情報公開審査会の組織，権限等</p> <p>意見採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 不服申立てを受けた後の審査会への諮問，審査会の審議期間，審査会の答申を受けての実施機関の決定のそれぞれに期限を設けるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のように、「不服申立てを受けた後の審査会への諮問」及び「審査会の答申を受けての実施機関の決定」については、期限を設けるべきであると考えています。そこで、「不服申立て(又は答申)のあった日の翌日から起算して30日以内に諮問(又は決定若しくは裁決)をしなければならない」旨の規定を設けることが適当である旨を答申に盛り込みました。 「審査会の審議期間」につきましては、不服申立ての事案によっては争点が複雑で多岐にわたるものも想定されますので、具体的な期限を設けることは困難であるため、答申では審査会における迅速かつ機動的な審議が可能となるように、部会制を設けるなど、審議体制の整備を行うこととしています。
<p>意見採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施機関は審査会の答申を尊重して決定すべき旨を規定すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、「実施機関は審査会の答申を尊重して決定すべき」旨は「福岡市情報公開事務取扱要綱」において規定していますが、ご意見のように条例に明記すべきと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 審査会の公正を期すため、審査会委員の3分の1は市民公募委員とする必要がある。(公募委員は、学識経験者、弁護士等専門家であるなしを問わず公募することとする。) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開審査会の人事整備に留意し、市民に広げて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査会は請求者と実施機関の間における不服申立ての審査を行う専門的合議体です。したがって、第三者的立場で紛争を解決する専門職能的な学識経験者によって構成されることが適当であると考えます。
<p>意見採用</p> <ul style="list-style-type: none"> インカメラ審理について、「提出要求」のみならず、情報公開法第27条第2項のように、「拒んではない」ことも条例に明記した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のように「拒んではない」旨を条例に明記すべき旨を答申に盛り込みました。
<ul style="list-style-type: none"> 市民が知っておいた方が安心して生活できる情報は知らせる必要があると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公表施策及び情報提供施策の拡充に努めることにより、「市民が知っておいた方が安心して生活できる情報」もお知らせできるのではないかと考えます。
<p>(中間取りまとめと同趣旨又は同意する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> なお書きについて、「不服申立人の手続保障」という観点は、情報公開法にもない先進的なものであり、実現して欲しい。 	
<p>17 調整機関</p> <p>意見採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 不服申立てがあったときは、不適法で却下するとき、申立てを全面的に受け入れるときを除き、審査会の審議を経て決定すれば済むことであり、情報公開に関し調整等の曖昧な裁量が入るべきではないので、調整機関は廃止するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 不服申立てという明確な制度が存在し、また、答申のように部会制を導入すれば情報公開審査会が機動的に活動することが可能になりますので、調整の制度を維持する必要性は乏しくなったと考えます。 また、ご意見のように、調整の制度を維持することにより不透明な印象を市民に与えることも危惧されますので、調整の制度は廃止することが適当であると考えます。

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>18 公文書の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 「情報公開文書に修正・追加・差し替え等をする場合は、理由・その事柄の大小に関わらず開示請求者に知らせる義務を負う」旨を条例に盛り込んで欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開制度と公文書管理は車の両輪に例えられるほど密接に結びついています。公文書の修正・追加・差し替えについては、文書管理上のルールに則って、適正になされる必要があると考えます。
<p>19 その他情報公開制度の総合的推進について</p> <p>(1) 情報提供施策等の拡充</p> <p>意見採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の中には障害を有する人(特に視覚障害)や高齢者もいるので、それらのニーズにあった情報の提供の仕方についても、配慮いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のように、障害者や高齢者の方のニーズに合った情報提供の方法についても、工夫していく必要がある旨を答申に盛り込みました。
<ul style="list-style-type: none"> 情報公開請求及び公開の実施について、電子メールによる方法を実現してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 公開請求権者の範囲の拡大や情報化社会の進展等の状況を勘案すれば、電子メール等の通信手段による公開請求方法等を検討する必要がありますが、到達の確認方法や誤送信等の技術的な問題もあり、今後検討を進め、必要な条件整備に努めるべきであると考えます。
<p>(中間取りまとめと同趣旨又は同意する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政情報は決定事項だけでなく、審議過程あるいは各種調査結果報告を含めて情報提供するよう条例で明確にすべきである。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 公開すべき「情報」とは何か。情報は文書、帳票類に限らないと思う。市における計画・構想段階も広く言えば情報に入れるべきである。これらの特に大型プロジェクトに関しては、計画の構想段階から、情報公開請求を待つことなく、市が積極的に公表し、市民の意見を集めるべきである。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 条例に基づく「公文書開示請求」だけでなく、積極的に提供すべき情報には、市民が活用しやすい情報提供システムを設ける必要がある。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> インターネットなど情報提供の媒体を広く活用するべきである。 	

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>20 情報公開制度全体に対しての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> この制度の運用において一番大変なのは直接市民と対応し、資料の準備・整備等を行う現場の担当者達である。机上論だけではなく、現場の職員の意見も大いに採用して条例の運用を考えてほしい。市民だけでなく、現場の職員の権利も十分に尊重されるようお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の約500課にアンケートを実施しており、その結果(359課)を踏まえて答申を行いました。
<p>(中間取りまとめと同趣旨又は同意する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市政は市民の信託を受けて行われる」がすべてであるから、「市民の知る権利」、「市は市民に対して責任を負う」のだから、プライバシーに関することは非公開となるが、その他はすべて公開が原則であると考える。 情報公開制度の「目的」に添った改定をすべきである。各条項の条文にこだわりすぎて「条例の目的」を忘れた内容にしてはいけない。 「中間取りまとめ」の結果を充分反映した内容の条例になるよう見直しをお願いしたい。完全実施を希望する。 情報公開制度については、マスコミの報道などで知り、まだまだ見直すべきと思っていたので、今回の見直しには賛成する。 中間取りまとめの内容を是非実施できるよう、強く市長にも求めたい。 市政の歩みに参加が遅れがちな市民や、特に老人の意識向上への力となる「判り易く、骨太の、頼りになる」情報公開制度の推進の仕方を希望する。 	
<p>21 情報公開制度に関する個別具体的な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 接待の相手方について、氏名は伏せるとしても、少なくとも、双方の所属名、役職名、人数は公開すべきである。会食については、公務の一環としてその内容・金額・人数などが妥当なものか否かにつき、市民の納得がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報や行政運営情報などの非公開情報に該当しない限り、最大限公開すべきと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 各局の予算編成を事前に詳しく公開すべきである。 予算の執行方法の決定経過を公開してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「審議、検討又は協議に関する情報」に該当するかどうかを、個別・具体的に判断して決定すべきであると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 官から民へ等の議論が活発化する中、市として、官事業の名において実質は民間業者へ委託している事業を公開すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動情報などの非公開情報に該当しない限り、最大限公開すべきと考えます。

意見の要旨	意見に対する審査会の考え方
<p>22 その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開ができない出資法人からは、出資を引き揚げるべきである。(関係部署にお伝えします。) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ふくふくプラザなどの大型施設については、企業会計的に、毎年業務報告(貸借対照表、収支計算書、財産目録を含む)を公表して欲しい。(関係部署にお伝えします。) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開審査会の議論の趣旨を、市職員の条例運用に確実に反映させることがきわめて重要である。市のこれまでの運用の実態は条例を恣意的に解釈し公開の範囲を狭めてきている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意見募集の期間が短く、議論が公開されたとはいえ十分なものとはいえない。今回の市民意見募集については、10月5日から31日まで資料を配付して、意見提出期限は31日までという極めて短い期間になっている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ オンブズマン(行政監察委員)制度を導入してほしい。(関係部署にお伝えします。) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所の各部署での決定会議を公開してほしい。(関係部署にお伝えします。) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察における行政分野について公開すべきである。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開制度のあり方に関する中間取りまとめは、大変結構な内容だが、某市においては、市の記者クラブに対し、行政主催の酒席が頻繁に設けられると聞いた。このマスコミ対策費は一体どういう形で処理されているのか、公開は可能か。(関係部署にお伝えします。) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所の職員、首長、議員、また、それぞれの家族を含む皆が、納税者であることを自覚し、無駄な税金が使われたり、一部の関係者が利益を得るような慣習は続かないようなシステムにすべきである。(関係部署にお伝えします。) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の会計規則を複式簿記に改める必要がある。コスト意識が高まると思う。(関係部署にお伝えします。) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託事業ごとに、今後の方向についてスケジュール化を併せて公開し、取組みスケジュールに基づく合理化金額を公表し、市民の協力を取り付けるべきである。(関係部署にお伝えします。) 	

第5 情報公開協定書ひな形

(市監理法人(公益法人用)情報公開協定書ひな形)

財団の情報公開に関する協定書

福岡市(以下「甲」という。)と 財団(以下「乙」という。)は、甲と乙との間において、次のとおり情報公開に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡市情報公開条例(以下「条例」という。)第 条第 項の規定に基づき、乙の情報公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書提出要求)

第2条 乙の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(写真及びフィルムを含む。)であって、乙の職員が組織的に用いるものとして、乙が保有しているもの(ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「対象文書」という。)について、甲が条例第 条第 項の規定に基づく公開請求を受けた場合に、対象文書を甲が保有していないときは、甲は乙に対し、対象文書の提出を求めることができる。

2 前項の場合には、法令に特に定める場合を除き、乙は甲の要求を拒むことができない。

3 前2項の規定により、乙が甲に対象文書を提出しようとする場合に、次の各号のいずれかに該当するときその他正当な理由があるときは、乙は当該対象文書の写しを提出すれば足りるものとする。

(1) 対象文書の保存に支障を生じるおそれがある場合

(2) 対象文書を事務事業に使用する必要があり、これを提出すると事務事業の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合

(甲の責務)

第3条 甲は、前条の規定に基づき入手した対象文書又はその写し(以下「対象文書等」という。)を適正に管理しなければならない。

2 甲は、対象文書等について、条例第 条の決定を行うときは、条例の規定を遵守しなければならない。

3 甲は、対象文書等について、条例第 条の決定を行ったときは、速やかに、当該決定の内容を乙に報告するものとする。

(疑義の決定)

第4条 この協定の運用に関し不明な事項又はこの協定に定めのない事項については、条例第1条(目的)の趣旨に則り、甲乙協議の上これを定める。

(協定内容の見直し)

第5条 この協定の内容は、条例第1条(目的)の趣旨に則り、少なくとも2年毎に見直すものとする。

附 則

この協定は、平成 年 月 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書抄本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡市
福岡市長 山崎 広太郎

乙 財団
理事長 × ×

(市関与法人(公益法人用)情報公開協定書ひな形)

財団の情報公開に関する協定書

福岡市(以下「甲」という。)と 財団(以下「乙」という。)は、甲と乙との間において、次のとおり情報公開に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡市情報公開条例(以下「条例」という。)第 条第 項の規定に基づき、乙の情報公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書提出要求)

第2条 乙の文書のうち次条に規定するもの(以下「対象文書」という。)について、甲が条例第 条第 項の規定に基づく公開請求を受けた場合に、対象文書を甲が保有していないときは、甲は乙に対し、対象文書の提出を求めることができる。

2 前項の場合には、法令に特に定める場合を除き、乙は甲の要求を拒むことができない。

3 前2項の規定により、乙が甲に対象文書を提出しようとする場合に、次の各号のいずれかに該当するときその他正当な理由があるときは、乙は当該対象文書の写しを提出すれば足りるものとする。

(1) 対象文書の保存に支障を生じるおそれがある場合

(2) 対象文書を事務事業に使用する必要があり、これを提出すると事務事業の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合

(対象文書)

第3条 この協定において、対象文書とは、次に掲げるものとする。

(1) 組織情報

ア 定款又は寄付行為

イ 役員名簿

ウ (社団法人の場合)社員名簿

エ 総会、理事会、評議員会の議事録

(2) 事業情報

ア 事業計画書

イ 事業報告書

ウ 甲から委託された事務事業に係る文書(注)

(3) 財務情報

ア 収支予算書

イ 収支計算書

ウ 正味財産増減計算書

エ 貸借対照表

オ 財産目録

カ 会計帳簿(仕訳帳、総勘定帳、現金出納帳、預金出納帳、収支予算の管理に必要な帳簿、固定資産台帳、基本財産明細帳及び会費明細帳)

(4) 監査情報

監事の意見が記録されている文書

(甲の責務)

第4条 甲は、第2条の規定に基づき入手した対象文書又はその写し(以下「対象文書等」という。)を適正に管理しなければならない。

2 甲は、対象文書等について、条例第 条の決定を行うときは、条例の規定を遵守しなければならない。

3 甲は、対象文書等について、条例第 条の決定を行ったときは、速やかに、当該決定の内容を乙に報告するものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定の運用に関し不明な事項又はこの協定に定めのない事項については、条例第1条(目的)の趣旨に則り、甲乙協議の上これを定める。

(協定内容の見直し)

第6条 この協定の内容は、条例第1条(目的)の趣旨に則り、少なくとも2年毎に見直すものとする。

附 則

この協定は、平成 年 月 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書抄本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡市
福岡市長 山崎 広太郎

乙 財団
理事長 × ×

(注) 第3条第2号ウの規定は、甲が乙に特定の事務事業を委託している場合には、当該委託事務事業は、本来、甲の事務事業であり、説明責任の程度が高いものであること、及び甲と乙とは委託契約関係に立つことから、より詳細な内容の文書の提出を求める趣旨である。

株式会社の情報公開に関する協定書

福岡市(以下「甲」という。)と株式会社(以下「乙」という。)は、甲と乙との間において、次のとおり情報公開に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡市情報公開条例(以下「条例」という。)第 条第 項の規定に基づき、乙の情報公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書提出要求)

第2条 乙の文書のうち次条に規定するもの(以下「対象文書」という。)について、甲が条例第 条第 項の規定に基づく公開請求を受けた場合に、対象文書を甲が保有していないときは、甲は乙に対し、対象文書の提出を求めることができる。

2 前項の場合には、法令に特に定める場合を除き、乙は甲の要求を拒むことができない。

3 前2項の規定により、乙が甲に対象文書を提出しようとする場合に、次の各号のいずれかに該当するときその他正当な理由があるときは、乙は当該対象文書の写しを提出すれば足りるものとする。

(1) 対象文書の保存に支障を生じるおそれがある場合

(2) 対象文書を事務事業に使用する必要があり、これを提出すると事務事業の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合

(対象文書)

第3条 この協定において、対象文書とは、次に掲げるものとする。

(1) 組織情報

ア 定款

イ 株主名簿

ウ 端株原簿

エ 社債原簿

オ 株主総会の議事録

カ 組織の概要が記録されている文書

キ 役員名簿

(2) 事業情報

ア 事業計画の概要が記録されている文書

イ 甲から委託された事務事業に係る文書(注)

(3) 財務情報

ア 貸借対照表

イ 損益計算書

ウ 営業報告書

エ 利益処分案又は損失処理案

オ 附属明細書

カ 会計上の帳簿(仕訳帳、元帳等)

キ 会計上の書類(伝票、契約書等)

(4) 監査情報

監査報告書

(甲の責務)

第4条 甲は、第2条の規定に基づき入手した対象文書又はその写し(以下「対象文書等」という。)を適正に管理しなければならない。

2 甲は、対象文書等について、条例第 条の決定を行うときは、条例の規定を遵守しなければならない。

3 甲は、対象文書等について、条例第 条の決定を行ったときは、速やかに、当該決定の内容を乙に報告するものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定の運用に関し不明な事項又はこの協定に定めのない事項については、条例第1条(目的)の趣旨に則り、甲乙協議の上これを定める。

(協定内容の見直し)

第6条 この協定の内容は、条例第1条(目的)の趣旨に則り、少なくとも2年毎に見直すものとする。

附 則

この協定は、平成 年 月 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書抄本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡市
福岡市長 山崎 広太郎

乙 株式会社
代表取締役 × ×

(注) 第3条第2号イの規定は、甲が乙に特定の事務事業を委託している場合には、当該委託事務事業は、本来、甲の事務事業であり、説明責任の程度が高いものであること、及び甲と乙とは委託契約関係に立つことから、より詳細な内容の文書の提出を求める趣旨である。

(市関与法人(株式会社用)情報公開協定書ひな形)

株式会社の情報公開に関する協定書

福岡市(以下「甲」という。)と株式会社(以下「乙」という。)は、甲と乙との間において、次のとおり情報公開に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡市情報公開条例(以下「条例」という。)第 条第 項の規定に基づき、乙の情報公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書提出要求)

第2条 乙の文書のうち次条に規定するもの(以下「対象文書」という。)について、甲が条例第 条第 項の規定に基づく公開請求を受けた場合に、対象文書を甲が保有していないときは、甲は乙に対し、対象文書の提出を求めることができる。

2 前項の場合には、法令に特に定める場合を除き、乙は甲の要求を拒むことができない。

3 前2項の規定により、乙が甲に対象文書を提出しようとする場合に、次の各号のいずれかに該当するときその他正当な理由があるときは、乙は当該対象文書の写しを提出すれば足りるものとする。

(1) 対象文書の保存に支障を生じるおそれがある場合

(2) 対象文書を事務事業に使用する必要があり、これを提出すると事務事業の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合

(対象文書)

第3条 この協定において、対象文書とは、次に掲げるものとする。

(1) 組織情報

ア 定款

イ 株主名簿

ウ 端株原簿

エ 社債原簿

オ 株主総会の議事録

カ 組織の概要が記録されている文書

キ 役員名簿

(2) 事業情報

ア 事業計画の概要が記録されている文書

イ 甲から委託された事務事業に係る文書(注)

(3) 財務情報

ア 貸借対照表

イ 損益計算書

ウ 営業報告書

エ 利益処分案又は損失処理案

オ 附属明細書

カ 会計上の帳簿(仕訳帳、元帳等)

(4) 監査情報

監査報告書

(甲の責務)

第4条 甲は、第2条の規定に基づき入手した対象文書又はその写し(以下「対象文書等」という。)を適正に管理しなければならない。

2 甲は、対象文書等について、条例第 条の決定を行うときは、条例の規定を遵守しなければならない。

3 甲は、対象文書等について、条例第 条の決定を行ったときは、速やかに、当該決定の内容を乙に報告するものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定の運用に関し不明な事項又はこの協定に定めのない事項については、条例第1条(目的)の趣旨に則り、甲乙協議の上これを定める。

(協定内容の見直し)

第6条 この協定の内容は、条例第1条(目的)の趣旨に則り、少なくとも2年毎に見直すものとする。

附 則

この協定は、平成 年 月 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書抄本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡市
福岡市長 山崎 広太郎

乙 株式会社
代表取締役 × ×

(注) 第3条第2号イの規定は、甲が乙に特定の事務事業を委託している場合には、当該委託事務事業は、本来、甲の事務事業であり、説明責任の程度が高いものであること、及び甲と乙とは委託契約関係に立つことから、より詳細な内容の文書の提出を求める趣旨である。

第6 用語の解説

知る権利

「知る権利」については、憲法学上、国民主権の理念を背景に、表現の自由を定めた憲法第21条に根拠付けて主張されることが多い。この主張は、表現の自由は、国民が広く思想や情報を伝達し、またそれを受け取る自由のみならず、政府が保有する情報の開示を求める権利(政府情報開示請求権)をも含むという理解であり、この場合、後者が特に「知る権利」と呼ばれている。このような理解に立つ場合でも、「知る権利」は基本的には抽象的な権利であるにとどまり、法律による制度化を待って具体的な権利となるという見解が有力である。

しかし、憲法第21条の保障する表現の自由はあくまで自由権であってそのような請求権的なものは含まないという見解がある一方、「知る権利」をより広く自己情報の開示請求権を含めて考えたり、「知る権利」は憲法上既に具体的な内容をもって存在する権利であるとする見解もある。また、最高裁判所の判例においては、請求権的な権利としての「知る権利」は認知されるに至っていない。

このように、「知る権利」という概念については、多くの理解の仕方があるのが現状である。

(情報公開法要綱案の考え方より)

市の説明責任

市民に対して自らが行う諸活動の状況を具体的に明らかにし、説明する市の責務のこと。

住民自治

団体自治とともに、地方自治の観念を形成する基本的要素であり、地方における政治行政を、その地方の住民又はその代表者の意思に基づいて行うこと。

公文書公開制度

市民からの請求に応じて、市に対してその保有する情報が記録された文書等を公開することを義務づける制度。情報公表施策及び情報提供施策とともに、広い意味での情報公開制度を構成する。

個人情報保護制度

市が行う個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定め、市が保有する自己に関する個人情報の公開、訂正又は削除を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護する制度。

実施機関

条例に基づいて公文書公開制度を実施する義務を有する機関をいう。現行条例では、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長が実施機関とされている。

不服申立て

公文書公開制度において、公文書の非公開決定等の行政処分に対して不服がある請求者が、行政不服審査法に基づき、非公開決定等を行った実施機関等に対して、非公開決定等の取消し等を求めること。

諮問機関

他の行政機関の諮問に応じ、又はこれに対し意見を述べる機関。審議会、協議会、調査会、会議等の名称を付し、諮問機関の意見を受けた行政機関はその意見を尊重すべきであるが、法的には拘束されない。

地方三公社

地方公共団体が、地方公共団体の事務の一部である用地の先行取得、土地造成、住宅建設、分譲等の事業を、地方公共団体に代行して実施させるために設立した地方公共団体の外郭団体で、地方公共団体から出資又は出捐、資金貸付、補助金、債務保証等の財政的援助や人的派遣等を受けているものを地方公社といい、法律の根拠に基づいて設立されている地方住宅供給公社(福岡市住宅供給公社)、地方道路公社(福岡北九州高速道路公社)、土地開発公社(福岡市土地開発公社)を特に地方三公社という。

外郭団体

国や地方自治体などの行政機関の外部にあって、行政機関と連携を保ちながら、その活動や事業を助ける団体をいう。特殊法人や地方住宅供給公社等のように特別の法律に基づいて設立されるもののほか、財団法人、社団法人、株式会社、有限会社、さらには権利能力なき社団等、その形態は多様である。

行政処分

行政庁が、法令の規定に基づいて、公権力の行使として一方的に特定人の具体的権利義務に影響を与える行為をいう。行政処分に不服がある者は、行政不服審査法の規定に基づき、処分をした行政庁又はその直近上級行政庁等に対して、不服申立てができる。また、行政事件訴訟法の規定に基づき、抗告訴訟を提起できる。

抗告訴訟(取消訴訟)

非公開決定等の行政庁の公権力の行使に対する不服の訴訟のことで、処分の取消の訴えがその典型である。

公文書

公文書公開制度において、公開請求の対象となる文書等をいう。現行条例では、その範囲を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及びビデオテープであって、決裁、収受等の所定の事務手続その他これに準じる手続が終了し、実施機関のいずれかにより管理されているものをいう。」としている。

組織共用文書

公文書が、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。

(情報公開法要綱案の考え方より)

電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録(例：フィルム、ビデオテープ、フロッピーディスク、カセットテープなどに記録された情報)のこと。

権利濫用禁止の一般法理

外形的には権利の行使のように見えるが、具体的・実質的に見ると、権利の社会性に反し、これを是認することができない場合には、これを権利の行使とは認めないという法の一般原理。(民法第1条第2項及び第3項を参照)

行政訴訟

行政に関する訴訟(行政事件訴訟)のこと。

非公開情報

実施機関が保有している情報には、公開することにより、個人のプライバシーや企業秘密などの私的な権利利益や、公共安全など公共の利益が害されるものがある。そこで、公文書公開制度においては、原則公開の例外として、一定の合理的理由に基づき公開しない情報の範囲を定めたものを、非公開情報としている。

法定受託事務

事務の性質上、その実施が国の義務に属し、国の行政機関が直接執行すべきであるが、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から、法律又はこれに基づく政令の規定により、地方公共団体が受託して行うこととされる事務のこと。

プライバシー

プライバシーの権利については、一般的には「ひとりにしておいてもらう権利」であるとか「私生活をみだりに公開されない権利」であると理解されてきた。さらに、情報化の進展に伴い、個人に関する情報が集中し、又は広範な利用が可能となるにつれて、自己に関する情報の存在や内容を知り、その誤りの訂正を求めるなど、「自己に関する個人情報の流れを自らコントロールする権利である」として、積極的、能動的な側面も重視されるようになってきている。

個人識別型、プライバシー型

非公開とすべき「個人情報」の範囲について、2つの考え方がある。

- ・ 個人識別型

プライバシーの範囲が不明確であることから、プライバシーを最大限保護するために、個人に関する情報で特定の個人が識別されうるものを一律非公開としたうえで、一定の類型のものをただし書で列挙し公開を義務づける規定の仕方。

- ・ プライバシー型

「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、財産、所得等に関する情報で個人が識別されるもののうち、一般に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」、あるいは個人に関する情報で、「公開することにより個人のプライバシーを不当に侵害するおそれのあるもの」を非公開とする規定の仕方。

任意提供情報

実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で第三者から任意に提供された情報。

意思形成過程情報

地方公共団体においては、意思決定を行うため、内部的又は関係機関との審議、協議、検討、調査等を繰り返しながら意思形成を行う場合が数多くある。この審議等の過程において発生する情報には、意思形成の一段階のものであるため、情報として成熟していないものがある。現行の条例では、この点に着目して、意思形成過程情報を非公開情報の一類型としている。

合議制機関

教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会のほか、附属機関(専門知識の導入や公正の確保等を必要とする場合に、地方自治法の規定に基づいて、法律又は条例により設置される)及びこれに類する懇談会等の合議制の機関。

公益上の理由による裁量的公開

非公開情報が記録されているため、本来ならば公開しないときでも、公益のため特に公開する必要があると認める場合には、実施機関の裁量により公文書を公開すること。

存否応答拒否

公開請求に対し、その公開された公文書の存否を答えるだけで、非公開理由の規定により保護される利益が害される場合に、実施機関が、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否すること。

公文書の不存在

公開請求された公文書が物理的に存在しない場合もあれば、物理的には存在するが、実施機関が保有していない場合、解釈上対象公文書に該当しない場合もある。

建 議

諮問機関等が行政機関に対し、将来の行為について意見を申し出ることをいう。通常は、諮問機関が自発的に意見を開陳する場合に用いられ、諮問に対する応答として意見を提出する場合の答申と区別して用いられる。

補 正

請求する行政文書の内容が特定できないなど、公開請求書の記載事項が形式上の要件を欠いている場合、これを補い、訂正すること。

事案の移送

公文書公開制度において、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものである場合などに、当該他の実施機関が請求に対する処理を行う方が合理的な場合があることから、当該他の実施機関との協議のうえ、当該公開請求の処理主体を当該他の実施機関に移すこと。

手数料

地方公共団体が、当該地方公共団体の事務で、特定の者のためにするものにつき、その費用を償うため、又はその報償として徴収する料金。

インカメラ審理(In Camera Inspection)

非公開事由に該当する情報が現実に記載されているか、非公開等の判断が適法・妥当か、部分公開の範囲が適切か、などについて迅速かつ適切な判断を可能とするために、情報公開審査会が、実施機関に対し公開請求に係る文書の提示を求め、不服申立人に見せずに、当該文書を実際に見分して行う審理方法。

ヴォーン・インデックス(Vaughn Index)

不服申立ての審議に際し、特に文書量又は情報量が多く、複数の非公開情報が複雑に関係するような事案にあっては、事実の概要と争点を明確にし、非公開とすることの適否を迅速かつ適正に判断するため、非公開の決定があった文書又はその部分と非公開の理由等とを情報公開審査会の指定する方式で分類・整理した資料。

情報公表施策

法令等の義務規定により、又は本条例の定めるところにより、特定の情報を広く市民に公表する施策をいう。

情報提供施策

市民からの請求の有無にかかわらず、市が保有する情報を積極的かつ能動的に市民に提供する施策をいう。

附属機関

地方自治法第138条の4第3項に基づき法律又は条例の定めるところにより設置される機関をいい、行政への専門的知識の導入、公正性の確保、利害の調整等の目的のために、調停、審査、審議又は調査の権能を有する。

資 料

1	福岡市情報公開審査会委員名簿	74
2	会議の開催経過	75
3	福岡市長からの諮問書「福岡市における情報公開制度のあり方について」	76
4	福岡市情報公開条例	77
5	現行条例との項目別対照表	84

福岡市情報公開審査会委員名簿

H13.12

氏 名	役 職 名	
うすき あきこ 白 杵 昭 子	(前)テレビ西日本編成制作局 制作部専任部長	委 員
おおはし よういち 大 橋 洋 一	九州大学大学院 法学研究院教授	委 員
ともえだ としお 友 枝 敏 雄	九州大学大学院 人間環境学研究院教授	委 員
ふくやま みちよし 福 山 道 義	福岡大学法学部教授	委 員
みずたに もりお 水 谷 守 男	鹿児島国際大学大学院教授	会長職務代理者
やすこうち けいこ 安 河 内 恵 子	九州工業大学情報工学部 助教授	委 員
よしの ただし 吉 野 正	弁護士	会 長

(五十音順)

会議の開催経過

回	開催日	審議事
	平成13年3月12日	市長からの諮問（今後の審議の進め方）
第1回	平成13年4月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の目的 ・ 実施機関の範囲（議会について）
第2回	平成13年5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象公文書の範囲（組織共用文書，電磁的記録） ・ 公開・非公開の枠組み ・ 利用者の責務 ・ 大量請求に係る決定期間の特例
第3回	平成13年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料 ・ 非公開情報 <ul style="list-style-type: none"> * 法令秘情報及び国等関係情報 * 個人情報 * 事業活動情報（法人等関係情報） * 意思形成過程情報及び合議制機関等関係情報 * 行政運営情報
第4回	平成13年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益上の理由による裁量的公開 ・ 公文書の存否に関する情報 ・ 公文書の不存在の取扱い ・ 実施機関の範囲（出資法人等の情報公開のあり方）
第5回	平成13年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者保護に関する手続 ・ 公文書の管理 ・ 情報提供施策等の拡充 ・ 附属機関等の情報公開のあり方
第6回	平成13年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開請求権者の範囲等 ・ 公開請求に係る決定期間の短縮 ・ 情報公開審査会の組織，権限等 ・ 事案の移送
	平成13年10月5日 ～10月31日	中間取りまとめを公表し，市民意見を募集。
第7回	平成13年11月29日	市民から寄せられた主な意見と審査会の考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開請求の方法 ・ 一部事務組合等の情報公開のあり方 ・ 実行委員会等の情報公開のあり方 ・ 調整機関 など
第8回	平成13年12月13日	最終答申案のまとめ

総務第 2 1 0 3 号

平成 13 年 3 月 12 日

福岡市情報公開審査会

会長 吉 野 正 様

福岡市長 山 崎 広 太 郎

福岡市における情報公開制度のあり方について（諮問）

標記の件について、福岡市情報公開条例第 1 2 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、下記の事項を諮問します。

なお、市民の多様な意見を反映する機会を確保するため、貴審査会における審議の過程において、市民意見の募集など市民参加手法の導入をお願いいたします。

記

- 1 情報公開制度の基本的なあり方
- 2 情報公開条例において改正すべき事項
- 3 その他情報公開制度に関し必要な事項

福岡市情報公開条例

昭和63年3月31日
福岡市条例第3号

改正 平成5 - 条例5 , 平成7 - 条例56 , 平成8 - 条例4 , 平成11 - 条例6

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第4条）
- 第2章 公文書の公開（第5条 - 第15条）
- 第3章 情報公開の総合的な推進（第16条 - 第18条）
- 第4章 雑則（第19条 - 第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を求める市民の権利を明らかにし、あわせて情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市民参加の行政を一層推進し、開かれた市政の実現を図るとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
- (2) 公文書 実施機関に属する職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及びビデオテープであって、決裁、收受等の所定の事務手続その他これに準じる手続（以下「決裁收受等」という。）が終了し、実施機関のいずれかにより管理されているものをいう。
- (3) 公文書の公開 公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書（フィルム及びビデオテープを除く。）の写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、公文書の公開を求める市民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得

た情報を，この条例の目的に即して適正に使用するとともに，その情報を濫用し，第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第 2 章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

第 5 条 次の各号に掲げるものは，実施機関に対して，公文書の公開（第 5 号に掲げるものにあつては，そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 本市の区域内（以下「市域内」という。）に住所を有する者
- (2) 市域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか，実施機関の事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の公開の請求方法)

第 6 条 前条の規定により公文書の公開を請求しようとするものは，当該公文書を管理する実施機関に対して，次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては，名称，事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 前条第 3 号から第 5 号までに掲げるものにあつては，それぞれ次の事項
 - ア 前条第 3 号に掲げる者 その勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 前条第 4 号に掲げる者 その在学する学校の名称及び所在地
 - ウ 前条第 5 号に掲げるもの その利害関係の内容
- (3) 公開の請求に係る公文書の件名又は内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか，実施機関が定める事項

(公文書の公開の決定及び通知)

第 7 条 実施機関は，公開請求書を受理したときは，これを受理した日から起算して 15 日以内に，当該請求に係る公文書を公開するか否かの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は，前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは，公開請求書を受理した日から起算して 30 日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において，実施機関は，速やかに，公文書の公開を請求したもの（以下「公開請求者」という。）に対し，当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。
- 3 実施機関は，第 1 項の決定をしたときは，速やかに，公開請求者に対し，当該決定の内容（公文書の公開を行う場合は，その日時及び場所を含む。）を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は，公開請求者に対し公文書の公開をしない旨の決定又は次条第 2 項の規定により公文書の一部について公開をする旨の決定の通知をする場合において，当該

決定の理由が一時的なもので、当該公文書又は公開しない部分について公開できることとなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その旨及び公開できる時期を付記しなければならない。

- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

(平成7条例56・一部改正)

(公開しないことができる公文書)

第8条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の公開をしないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により、公開することができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令又は条例等の規定により、何人も閲覧することができるものとされている情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令又は条例等の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公開することが公益上特に必要であると認められるもの
- (4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における審議、協議、検討、調査、試験研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査、試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの
- (5) 市又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他市又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保

有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの

(6) 市の機関の附属機関若しくは専門委員又はこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料，議決事項，会議録等の情報であって，公開することにより，当該合議制機関等の公正又は適切な運営が著しく損なわれると認められるため，合議制機関等の議事運営に関する規程等又は議決により公開しないこととしたもの

(7) 市と国等との間における協議，依頼等に基づいて作成し，又は取得した情報であって，公開することにより，国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの

(8) 公開することにより，人の生命，身体又は財産の保護，犯罪の予防，犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれのある情報

2 前項の規定にかかわらず，実施機関は，公開の請求に係る公文書に前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とがあわせて記録されている場合において，これらの部分を容易に分離することができ，かつ当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは，前項各号に該当する情報に係る部分以外の部分について，当該公文書の公開をしなければならない。

（公文書の公開の実施）

第9条 実施機関は，前2条の規定により公文書の公開をする旨の決定をしたときは，速やかに，公開請求者に対し，当該公文書の公開を行わなければならない。

2 実施機関は，公文書を公開することにより，当該公文書が汚損し，又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは，当該公文書を複写したものによって公文書の公開を行うことができる。

（手数料）

第10条 この条例に基づく公文書の公開については，手数料は徴収しない。ただし，公文書の公開を写しの交付の方法により行うときは，1枚につき20円（カラー複写による写しを交付するときは，200円）の手数料を徴収する。

2 手数料は，写しを交付する際に徴収する。

3 市長又は公営企業管理者は，特別の理由があると認めるときは，手数料を減免することができる。

（平成11条例6・一部改正）

（不服申立て）

第11条 第7条第1項に規定する決定について，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は，当該不服申立ての審理を行う処分庁又は審査庁は，当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き，次条に規定する福岡市情報公開審査会の議を経て，当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

（福岡市情報公開審査会）

第12条 この条例の適正な運営を図るため，福岡市情報公開審査会（以下「審査会」

という。)を設置する。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 前条の規定により議に付された事案について審議すること。

(2) 情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

3 審査会は、前項第1号に掲げる事務を行うため必要があるときは、不服申立人、実施機関に属する職員その他関係者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(調整機関)

第13条 この条例の円滑な運営を図るため、公文書の公開に関して実施機関が行う行政措置等について、公開請求者の申出を受けて、あつせん、調停等の調整を行う機関を設置するものとする。

2 前項の機関の設置及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(他の法令等との調整)

第14条 法令又は他の条例等に、公文書を閲覧し、縦覧し、若しくは視聴し、又は公文書の写し若しくは謄抄本の交付を受けることができる旨の規定がある場合(市の図書館、美術館等において、公文書を市民の利用に供している場合を含む。)における当該公文書の公開については、当該法令又は他の条例等の規定によるものとする。

(公文書の任意的な公開)

第15条 実施機関は、第5条の規定により公文書の公開を請求できるもの以外のものから公文書の公開の申出があつた場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

2 第10条の規定は、前項の規定により公文書の公開を行う場合について準用する。

第3章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する市の責務)

第16条 市は、その保有する情報を積極的に市民の利用に供するため、この条例の規定による公文書の公開を行うほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充整備を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第17条 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握し、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の拡充に努めるものとする。

(情報公表施策の整備拡充)

第18条 実施機関は、法令又は条例等により義務付けられた情報公表制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るほか、市民に必要な市政に関する情報を的確に把握し、積極的に公表するよう努めるものとする。

第4章 雑則

(公文書の検索資料の作成等)

第19条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について、規則で定めるところにより一般に公表するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、この条例の規定により規則で定めるもののほか、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(適用区分)

2 この条例のうち公文書の公開に関する規定は、昭和63年4月1日(以下「適用日」という。)以後に決裁收受等が行われた公文書について適用する。

(適用日前公文書の公開)

3 前項の規定にかかわらず、適用日前に決裁收受等が行われた公文書(以下「適用日前公文書」という。)のうち、公開のための整理が終わったものとして実施機関が指定した公文書については、その指定した日からこの条例のうち公文書の公開に関する規定を適用する。

(適用日前公文書の任意的な公開)

4 実施機関は、第5条各号に掲げるものから適用日前公文書(前項の規定による指定がなされたものを除く。)について公文書の公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

5 第10条の規定は、前項の規定により公文書の公開を行う場合について準用する。

附 則 (平成5年3月29日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡市情報公開条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に公文書の公開の請求又は申出をし、施行日以後に当該公文書の公開を受けることとなった者の当該公文書の公開に係る手数料の

額については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 9 月 28 日条例第 56 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 4 号）
（施行期日）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 11 日条例第 6 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福岡市情報公開条例第 10 条（第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に開始する公文書の公開から適用し、同日前に開始された公文書の公開については、なお従前の例による。

現行条例との項目別対照表

項 目	現 行 条 例	答 申
条例の目的（第1条）	「公文書の公開を求める市民の権利を明らかにし、」 「市民参加の行政を一層推進し、」 「開かれた市政の実現を図る」 「市政に対する市民の理解と信頼を深め、」 「地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与する」	条例の目的に次のことを明記すべき。 「市民の知る権利」の保障 「市の説明責任」 「市政に対する市民の監視及び参加」の下における、公正で開かれた市政の推進
実施機関（第2条第1号）	市長， 教育委員会， 選挙管理委員会， 人事委員会， 監査委員， 農業委員会， 固定資産評価審査委員会， 消防長 公営企業管理者	現行実施機関に次の機関を加えることが適切。 議会 土地開発公社及び住宅供給公社 本市の出資割合が25%以上の法人等は、出資割合に応じた内容の情報公開協定を締結するよう努めるべき。 本市が一定額(年間に5千万円)以上の補助金その他の財政的支援を与えている法人その他の団体についても、出資法人等と同様の責務を課すことが適当。 本市がその設立に関与し、人的支援を行い、一定額(5千万円)以上の経費を負担している実行委員会等(事業支援団体という。)には、出資法人等に準じた責務を課すことが適当。 本市が構成団体となっている一部事務組合等には、出資法人等に準じた責務を課すことが適当。
対象公文書（第2条第2号）	< 公文書の要件 > 実施機関に属する職員が職務上作成し、又は取得した 文書， 図画， 写真， フィルム及びビデオテープであって、 決裁， 収受等の所定の事務手続その他これに準じる手続が終了し、 実施機関のいずれかにより管理されているものをいう。	公文書の範囲を次のように拡大すべき。 「決裁， 収受等の事務手続等を終了したもの」という手続的要件を廃止し、組織共用文書（実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの）を対象とする。 電磁的記録について、その種類を限定せず対象とする。
利用者の責務（第4条）	利用者は、情報公開制度によって得た情報を適正に使用するよう努める。	利用者は、公開請求権の行使が権利の濫用とならないよう努める。
公開請求権者（第5条）	次のいずれかに該当するもの 市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 市内の事務所又は事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 実施機関の事務事業に利害関係を有するもの	公開請求権者の範囲を拡大し、「何人も」が適当。
公開請求方法（第6条）	請求書の記載事項	電子メール等の通信手段による公開請求についても、検討する必要がある。 公開請求者に補正を求めることができる旨を規定すべき。

<p>公開請求に係る決定期間 (第7条第1項及び第2項)</p>	<p>通常の決定期間 公開請求書を受理した日から起算して 15日以内 決定期間の延長期間 公開請求書を受理した日から起算して 30日以内</p>	<p>通常の決定期間及び決定期間の延長期間を短縮することが適当。 通常：公開請求のあった日の翌日から起算して7日以内(ただし、本市の休日は算入しない。) 延長：公開請求のあった日の翌日から起算して20日以内(同上) なお、議会、土地開発公社及び住宅供給公社については、経過措置が必要。</p>
<p>大量請求に係る決定期間の特例 (現行条例に規定なし)</p>	<p>規定なし</p>	<p>公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、実施機関の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該公文書のうち「相当の部分」につき延長した決定期間内(公開請求があった日の翌日から起算して20日以内(本市の休日は算入しない。))に公開等の決定をし、「残りの部分」については、「相当の期間」内に決定をすれば足りる旨の特例規定を設ける。</p>
<p>第三者保護に関する手続 (第7条第5項)</p>	<p>公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。</p>	<p>第三者に関する情報が記録されている場合は、現行条例の任意的な意見聴取の機会の付与に加えて、適正な行政手続の保障という観点から、次のような規定を条例に明記することが適当。 必要的意見聴取の機会付与 第三者の意思に反して公開決定をする場合の第三者への通知及び公開決定と実施との間に少なくとも2週間を確保</p>
<p><非公開情報> 公開・非公開の枠組み (第8条第1項本文)</p>	<p>「非公開情報が記録されているときは、公開をしないことができる。」</p>	<p>「非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならない。」と改めるべき。</p>
<p><非公開情報> 法令秘情報 (第8条第1項第1号)</p>	<p>「法令又は条例の規定により、公開することができないと認められる情報」</p>	<p>現行の規定に、「各大臣等からの法的拘束力のある指示により、公開することができないと認められる情報」を加える。</p>
<p><非公開情報> 個人情報 (第8条第1項第2号)</p>	<p>特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令又は条例等の規定により、何人も閲覧することができるものとされている情報 イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令又は条例等の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの</p>	<p>現行どおり、「個人識別型」が適当 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても非公開とすべき。 ただし書は、以下のとおりが適当 ア 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」 イ 「人の生命、身体、健康、生活、環境又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」 公務遂行に係る公務員の職名、氏名及び職務遂行の内容は、原則公開。</p>

<p>< 非公開情報 > 事業活動情報 (法人等関係情報) (第 8 条第 1 項第 3 号)</p>	<p>当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公開することが公益上特に必要であると認められるもの</p>	<p>「(財産権等の)権利、競争上の地位その他正当な利益」とすべき。</p> <p>本号ただし書ア及びイを一つにして、「人の生命、身体、健康、生活、環境又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とすることが適当。</p> <p>実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で法人等から任意に提供された情報のうち、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものは、非公開とする。</p>
<p>< 非公開情報 > 意思形成過程情報 (第 8 条第 1 項第 4 号)</p>	<p>市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体との間における審議、協議、検討、調査、試験研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査、試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの</p>	<p>対象となる情報を「審議、検討又は協議に関する情報」に絞り込み、公開することによる支障の内容を具体的に類型化したうえで、その支障が「不当な」ものに限定すべき。</p>
<p>< 非公開情報 > 行政運営情報 (第 8 条第 1 項第 5 号)</p>	<p>市又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他市又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの</p>	<p>公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務事業を可能な範囲で類型化し、当該事務事業の性質に応じた支障の内容を具体的に例示するなど、非公開情報に該当する要件がより限定的・具体的になるよう規定を整備する。なお、「第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの」という要件、いわゆる「任意提供情報」については、本号からは削除すべき。</p>
<p>< 非公開情報 > 合議制機関等関係情報 (第 8 条第 1 項第 6 号)</p>	<p>市の機関の附属機関若しくは専門委員又はこれらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は適切な運営が著しく損なわれると認められるため、合議制機関等の議事運営に関する規程等又は議決により公開しないこととしたもの</p>	<p>削除すべき。</p>
<p>< 非公開情報 > 国等関係情報 (第 8 条第 1 項第 7 号)</p>	<p>市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの</p>	<p>削除すべき。</p>
<p>公益上の理由による裁量的公開 (現行条例に規定なし)</p>	<p>規定なし</p>	<p>非公開情報に該当する情報であっても、公益上特に公開する必要があると認められるときは、公開することができる旨の規定を設ける。</p>

<p>公文書の存否に関する情報 (現行条例に規定なし)</p>	<p>規定なし</p>	<p>公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、非公開情報の規定により保護された利益が侵害されたこととなるときは、その存否を明らかにせずに、当該請求を拒否すること(存否応答拒否)ができる旨の規定を設ける。</p>
<p>公文書の不存在の取扱い (現行条例に規定なし)</p>	<p>規定なし</p>	<p>公文書の不存在を理由とする公開請求の拒否については、条例上、拒否処分とする明文規定を設け、実施機関に不存在理由の提示を義務付けるとともに、不服申立てや行政訴訟によって争うことができることを明確化すべき。</p>
<p>事案の移送 (現行条例に規定なし)</p>	<p>規定なし</p>	<p>公開請求を受けた実施機関は、請求のあった公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において決定を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対して事案を移送できる規定を設ける。</p>
<p>手数料 (第10条)</p>	<p>この条例に基づく公文書の公開については、手数料は徴収しない。ただし、公文書の公開を写しの交付の方法により行うときは、1枚につき20円(カラー複写による写しを交付するときは、200円)の手数料を徴収する。</p>	<p>公文書の公開請求手数料並びに閲覧及び視聴に係る手数料については、現行どおり徴収しないことが適当。 公文書の写しの交付に係る費用については、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすべき。</p>
<p>情報公開審査会の組織、 権限等 (第12条)</p>	<p>審査会は、次の事務を行うものとする。 不服申立て事案について審議すること。 情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。 審査会は、前項第1号に掲げる事務を行うため必要があるときは、不服申立人、実施機関に属する職員その他関係者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>不服申立ての迅速な処理等 非公開等の決定に対する不服申立てがなされた場合に、審査会へ諮問すべき行政庁は、不服申立てのあった日の翌日から起算して30日以内に諮問しなければならないとするとともに、答申があった日の翌日から起算して30日以内に決定又は裁決してしなければならないこととすべきである。さらに、審査会において迅速かつ機動的な審議が可能となるように、部会制を設けるなど審議体制の整備を行う必要がある。 審査会の組織 審査会の組織に関する基本的な事項については、条例に明記することが適当である。 審査会の調査権限 審査会のインカメラ審理、ヴォーン・インデックス作成指示、その他必要な事項の調査権限を条例に明記すべき。 審査会の建議権 審査会の建議権については、制度の重要事項に関するもののみならず、公文書の適切管理に関する建議権、積極的な情報公表・提供に関する建議権など、できる限り具体的に条例に明記すべき。 不服申立てに係る審議の非公開 不服申立てに係る審議はすべて非公開とすることを条例に明記することが適当。 答申等の送付等 審査会は、答申書の写しを不服申立人等に送付するとともに答申内容を公表することが適当。</p>

<p>情報公開審査会の組織， 権限等 (第12条)</p>		<p>当事者に対する手続保障 不服申立人等及び諮問庁(以下「当事者」という。)に対する手続保障を図るため，当事者から申立てがあったときは，当該当事者に口頭で意見を述べる機会を保障すること，当事者は審査会に対して意見書等を提出することができること，当事者は審査会に提出された資料の閲覧を求めることができること，を条例に明記する必要がある。</p>
<p>調整機関(第13条)</p>	<p>調整機関を設置するものとする。</p>	<p>調整機関は廃止することが適当である。</p>
<p>公文書の管理 (現行条例に規定なし)</p>	<p>規定なし</p>	<p>実施機関が公文書を適正に管理しなければならない責務を有する旨を条例に明記すべき。 公文書の分類，作成，保存及び廃棄に関する基準その他公文書の管理に関し必要な事項は，実施機関の規則等で定め，公表することが適当。</p>
<p><情報公開制度の総合的推進> 情報提供施策等の拡充 (第16条～第18条)</p>	<p>市は，その保有する情報を積極的に市民の利用に供するため，この条例の規定による公文書の公開を行うほか，情報提供施策及び情報公表施策の拡充整備を図ることにより，情報公開の総合的な推進に努めるものとする。</p>	<p>市民に公表すべき情報及び市民への提供に努めるべき情報を条例に明記すべき。 情報化社会にふさわしい広報媒体の積極的な活用を図るとともに，障害者や高齢者等のニーズに合った情報提供の方法について考慮しながら，広く市民に伝達し得るよう工夫する必要がある。 公開請求により公開される決裁文書等がそのままの形では市民が理解しにくいとき等は，分かりやすくした情報等を別途提供するよう努めるべき。</p>
<p><情報公開制度の総合的推進> 附属機関等の会議の公開 (現行条例に規定なし)</p>	<p>規定なし</p>	<p>附属機関等の会議については，原則公開とする旨を条例に明記すべき。 また，附属機関等の会議の議事録，会議資料等は，速やかに市民へ公表すべき。</p>

福岡市における情報公開制度のあり方について(答申)

平成13年12月 発行
福岡市情報公開審査会

この答申についてのお問い合わせ先

福岡市総務企画局総務部情報公開室

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電 話 092-711-4129 , F A X 092-733-5619